		所管省庁への	内閣府での				提案	所管			所管省庁の村	埃討結果
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1 ;	3月22日	5月2日	5月31日	交通	緊急通行車 両手続きの簡 素化	【具体的内容】 大規模かつ広衛囲にわたる災害の際の緊急通行車両手続きを簡素化すべきである。 【提集理由】 現状、緊急通行車両の確認は、東両単位での「事前登録」が原則となっているが、東日本大震災のような大規模かったので、東日本大震災のような大規模からである。 「最後で行うこともあるため、「事前登録」による緊急通行車両の確認を得ることが困難な状況にある。 従って、有事の際には、緊急通行車両の確認を得ることが困難な状況にある。 次つて、有事の際には、緊急通行車両の確認を得ることが困難な状況にある。 ※例:通信事業者等災害時の社会インフラの復旧任業に従事する事業者であればすぐに緊急通行 事関の確認を受けられる。 ※例:過信事業者等災害時の社会インフラの復旧任業に従事する事業者であればすぐに緊急通行 ※例2・撤災地に支援物質を運搬する小売り事業者に対して、緊急通行車両許可証を一括交付する。	日本経済団合会	内閣察務省	① 都連府県知事又は都連府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策と必要な対象の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため連延的中国同志のでは集団の使用者の申止とり、当為を一時の緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両のあるか否かの確認を行い、緊急通行車の場合を収入しています。 ② 構築を提入、延明書を展入付けている緊急通行車両(道路交通法策39条第1項の緊急自動車を除さすが)は、災害対策基本法第70条第1項の規定上至づき、都通解を公安員会が交通規制を行っている連路の区間を通行することができます。	現行制度 下可能	第76条第1項 災害対策基本法	緊急通行車両の事前届出をすることができる車両は、指定心共機関(災害対策基本法策2条第 5号に基づき政府が指定する公益的事業を置む法人等をいう。)及び指定地方公共機関(災害 対策基本法第2条第5項に基づき都道府県が指定する公益的事業を置む法人等をいう。)等 (以下)指定公共機関等)という。が保有するもののだか、災害党を無い。契約等に基づ他の 団体から頭達するものも含まれています。 指定公共機関等(とか)、が保有するもののだか、災害党を無い。契約を120年の 国際を作成するに当にある。 (当時では、120年のでは、2000年のでは、120年のでは、120年のでは、120年のでは、120年のを対象を行うされています。 国際で作成するに当になるというなが、120年のでは、120年の日本のでは、120
2 ;	3月22日	5月2日	5月31日	交通	限定近海区 域における内 防船の航行 基準の緩和	【具体的内容】 内熱船が燃料の消費やリードタイムの面で、より効率的に航行できるよう、沿海区域の水域について、 (提集報由) 国際航海に採事しない船舶として、1996年7月に新規に「限定近海 船が規定され、沖縄、八丈島、宮古〜福芸藤明(青春県東海岸沖)が航行可能となった。また、同年 12月には、①内浦海沖、②石巻海沖、③伊勢海沖、④松伊水道、⑤土佐海沖、⑥雪後水道・⑦子 投海沖の7治風を域の東界・ついては直線化や弾動され、近、53上佐海沖、⑥雪後水道・⑦子 投海沖の7治風を域の東界・ついては直線化や弾動され、では一般である範囲内(例えば50海里) はいる治岸資格船については、原則として上部を除いた水域では沿岸から20海里以内の航行を義務 付けられており、非効率な続行となっていることが、安全航行の担保できる範囲内(例えば50海里) まで沿海道は後された男点と関連体をとなっていることが、安全航行の担保できる範囲内(例えば50海里) リ、沿岸から20海里加工アでにおいても連絡が漁港えることはなくなったこと、堪動性やレーゲー等 数海機器の発達によって船舶の工アにおいても連絡が漁港えることはなくなったこと、堪動性やレーゲー等 が海機器の発達によって船舶の工アにおいても連絡が漁港スることはなくなったこと、現断性やレーゲー等 が海機器の発達によって船舶の工作を飲か付上しているとと、近米側の進力等の性能向上や空からのが が海機器の発達によって船舶の生物が側上でいるとと、近米側の進力等の性能向上や空からのが が海へ後で、(電報におい場行が可能となれば、海海路側の短端につながるため、名工ネが実現するほか、 が海本門の上が上が東が上が、20米の上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が	日本経済団体連合会	国土交通省	船舶安全法において、気象・海象や陸岸からの距離等を考慮して航行 区域を設定し、船舶は航行区域に応じた構造・設備を設けることとされ ています。これの断行区域の一つである沿海区域は、元天時の原坪 への迅速な運動を新順として概ね陸岸から20海里(約37km)までの 水域として設定されています。	対応	船舶安全法第2 条~第5条、第9 条 船舶安全法施行 报项第5条第7 项、第5条	おいて、政府の規制・制度改革の一環として沿海区域の一部拡大について検討を進めることと されました。これを踏まえ、学識経験者、内航関係者等から成る「沿海区域の一部拡大に関する
3 4	3月22日	5月2日	7月31日	交通	トラック、ト レーラーの車 検期間延長	【具体的内容】 ①車両設置重8トン以上のトラック・トレーラーの自動車検査証の有効期間を「初回2年」とすべきである。 ②車両設置重8トン未満のトラックについては、2回目以降の車検有効期間を2年とすべきである。 ②車両設置重8トン以上のトラック、トレーラーにおける自動車検査証の有効期間は初回の車検を含め、一様1年(8トン未満は初回のみ2年間)となっている。しかし、①技術革新を背景に、営業用トラックの住能や品質が飛躍的」していることに加え、国工を通名令の定めによりおり角を変現。依要用トラックの性能や品質が飛躍的」していることに加え、国工が選系を構造の充実に加え、速度規制や拘束時間への対応強化等の時代環境の変化に伴い、従来に比べエンジンへの負荷軽速環境が進んで減少に関連問題を背景とした鉄造職送や輸送へのモーラルシアが送出やで、営業用トラックの走行距離が短端化されている等、トラックの安全性が高まっていることから、車接期間を延長すべきである。	済団体	国土交通省	・自動車の劣化や摩耗は、自動車の使用状況等によって異なるものであるが、その使用状況等によて異なるものであるが、その使用状況等は、使用者が最もよく掌握できるため、点検整像は、使用者の義務としています。 一がしながら、自動車による交通事故等は、使用者本人だけでなく、第三者の生命、身体にも危害を与える危険性があるため、使用者が点検整備の裏等を到りに履行し、安全・環境基本に適合している状態を維持できているが、国は、必要患小順確認する必要があります。 このため、国は、必要患小順確認する必要があります。 このため、国は、必要患小順確認する必要があります。 こったか、国は、必要患小原は密する必要があります。 こったか、国は、必要患小原は多を実施します。 こったた、国は、治療を得ないた。高検整備実施状況、加害性、語外国の状況等を考慮して定めています。	対応不可	道路運送車両法 第48条、58条、61 条	事業用トラックの場合は、 ・衝突空会に関しての性能や品質は向上しているが、消耗品や経年劣化による部品の耐久性 には変化がないこと。 ・定期点終整備は義務にされているが実施事が低いこと。 ・年間平均走行距離が長く、不見名をおが高いこと。 ・等から、我行の車検期間1年(準両総重書トン未満のものは、初回のみ2年)に設定しています。 この車検期間の延長について、これらの状況に変化がない現状では困難と考えています。
4 ;	3月22日	5月2日	7月31日	交通	限定近海船 の船舶料理 士資格の緩 和	【具体的内容】 1000GT以上の限定近海船に限り、沿海船同様に船舶料理士資格船員の乗船義務を不要とすべきである。 [担実理由] 船舶料理土間する省令第1条により、選洋もしくは近海区域を航行する1000GT以上の船舶については、熱船料理土貨幣を治路員の最低1名以上の乗船が電影付けられている。このことから限定・近海船(近海区域を航行区域とする船舶のうち本邦の周辺の水域のみを航行する船舶においても船舶料理土有貨格を集酔治させいる。 海島学校の司師・事務能が集止され、また船舶料理工取得のための外部講習会形と開催されないるなか、同資格を新たに取得する船員が減少していることから、引きとめて将追社阻止に苦慮しいるのが現状である。今後は同資格を有が名員の確保が実に難しくなることが想定される。 本名も、限定が温度区域は、沿海区域を指行する船舶の文全性を確保することができるようになったことに保い当底が小腸れて航行しても比較的容易に船舶の安全性を確保することができるようになったことに保い当底が小腸れて航行しても比較的容易に船舶の安全性を確保することができるようになったことに保い当成された場所に扱い沿海船と作業の進いもないことから、近海区域を航行区域とする船舶のうち限定近海船に限り、沿海船と同様に船舶料理土資格者を不要とすべきである。	中 京団 連合会	国土交通省	船舶料理士は、船員法第80条及び船内における食料の支給を行う者 に関する省金(旧・船舶料理士に関する省金)に基づいて、近海区域は 建を航行区域でする1,000〜2以 Dの船間について、船間に支給する食 料を船内で調理する場合に、当該周環を管理する者として、船間に乗り 機ませることが最終付けられているものであり、最低年年、業務経験、 船舶料理士試験の合格等一定要件を満たした場合、資格証明書を出し ています。	対応不可	船員法第80条 船内における食 料の支給を行う 者に関する省令	陸上から隔離され、かつ、閉鎖空間で労働及び生活を行う船舶において乗組員に対して衛生的かつ栄養十分な食事が適切に供給されることは、乗組員の労働後護及び船舶の就行の安全の確保上、権めて重要です。仮に船内において適切な食事の供給が行われない場合、船内において感染症、食中等の事態が多をする結果、粘肉自立生・使悪正大な影響があるとさしに、船舶の航行上必要となる続内組織体等の維持に支険が生じるおそれがあります。このため、陸上の原機側面が多かい実施されるが何難であるの船舶において食事の供給なが行われる場合、船内隔距の影響及び後品権生等の専門的な知見、技術を利し食料の管理を必要なが開発である。他の原理である金倉を合かる船舶において食事の供給なが同じたことができる者である船舶を開理したが一定とし、船内における総を投資の発生等の発生等がある。1月に毎月学校の司から事務が廃止されましたが、事業者の要望等を終ま、平均との1月に毎月学校の司から事務が廃止されましたが、事業者の要望等を終ま、平均との4月に毎月学校の司から事務が廃止されましたが、事業者の要望等を終ま、平均との4月に毎月学校の司から事務が廃止されましたが、事業者の要望等を終ま、平均との4月に毎月学校の司から事務が発生があまれましたが、1歳を見ましたの1世紀を日本の登場を発展するの資格を与者との要な乗船を移動制を記録するの資格を与者との要な乗船を専期がある場合である。1月に毎日では、1月に毎日である。1月に毎

		所管省	内閣府での				提案	所管			所管省庁の村	贪討結果
番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	3月22日	5月2日	7月31日	交通	瀬戸内海航 路における航 部とおける航 部 連行機 定の緩和	【具体的内容】 潮上交通安全法第4条において、巨大船(LOA200m以上の船)は特定の海域において航路内を通行することが電影体付付られている。しかし、瀬戸内海では伝統進法である「ませ網漁」により航路が開塞 のことが電影体が多たれている。しかし、瀬戸内海では伝統進法である「こませ網漁」により航路が開塞 は、京都の銀行が助行られる事態がしばは発生している。 は、京都の銀行があげられる事態がしばは発生している。 は、大部では、大部では、東京が大学である。 「担本事法を表する」と、東京が最小では、東京が大学である。 「担本事法を表する」と、東京が大学である。 「担本事法を表する」と、東京が大学である。「中でも一番地では伝統的な定置網漁の一種である」にませ網漁が行われている。しかし、瀬戸内海地域では伝統的な定置網漁の一種である「こませ網漁が対したが大学である。」とから、東京とは、東京とは、東京とは、東京とは、東京とは、東京とは、東京とは、東京とは	日本経体会	国土交通省	海上交通安全法第4条においては、一定の長さ以上(長さ50メートル以上)の船舶が航路の付近を航行しようとするときは、航路を航行しなければならない。こと等を規定しています。	対応不可	海上交通安全法	海上交通安全法第4条は、一定の長さ以上の船舶が航路付近を航行する場合の航路航行義務 を規定し、さらに、同条のただし書きにおいて、海難を避けるため又は人命若しては他の船舶を 級助するためかさ得ない事件があるときは、航路析行義務が難せられないことを規定してい ます。 同法においては、船舶交通がふくそうする海域に航路を定め、その航路を航行する船舶の交通 規則を規定することで、船舶交通の大きを図っており、例えば、航路を機断する船舶は、航路を 前行する船舶の連絡を避けなければならない場の設定があります。 そのため、比較的小室の船舶を除き、全ての船舶が航路を飛行することとしなければ、せっかく マン通規則が必要を必定ないとのとよります。 また、仮に巨大船が開始の分割を続き、全ての船舶が航路を飛行することとしなければ、せっかく の支通規則が高端を開始であるよります。 また、仮に巨大船が開始の分割を指するもこととが推断です。 また、仮に巨大船が開始である場合であることとが地路です。 また、仮に巨大船が開始であるが表が変かる交通があることとが提供する。 また、お前に手機が高級が大変かる交通がある。となりに大路が高いる場がで重要なもので あることから、その適用除外については限定的なものとして同法第4条のただし書きのとおりと なっています。 単に巨大船が備ろう船を回避するために航路外を銀行することを認めた場合、秩序ある船舶交通を維持できなくなるおそれがあり、ご提案の内容に対応することは限難であると考えております。
6	3月22日	5月2日	7月31日	交通		【異体的内容】 東京国際空港の国際ハブ空港としての機能強化に向けて、発着枠に設けられている規制値を緩和す できてある。 は東京国際空港の発着枠については、以下の連り各種の規制値が設けられている。 (の) 1時間あたりの発着便数 (の) 1時間あたりの発着便数 (の) 5分あたりの発着便数 60 5分あたりの発着便数 各規制値は管制処理能かを踏まえて定められており、定時運航に寄与しているものである。しかし、ス フィデ・ングスケール(運用方向別の滑走路処理管量算定シミュレーション)の導入、深化等しより規 制値を部分的に緩和できる余地が発されている。 規制値の緩和により、利用者の優いやすい場所帯にダイヤを設定できる。また、機材縫りに余裕ができ定時運航に寄与するといった効果が期待できることから、国際ハブ空港としての機能強化にも資す もものである。	日本経体会連合会	国土交通省	展開時間帯(08:00-22:55)の規制値は以下のとおりです。 ・1時間当たりの発着回数の上限値(出発回数/到着回数) ・08:00~08:55: 40回/ 5回 ・08:00~21:55: 33回/ 37回 ・22:00~22:55: 53回/ 40回 ・1ウオーター(※)(15)7前 当たりの発着回数の上限値: それぞれ10回 ・1ウオーター(※)(15)7前 当たりの発着回数の上限値: それぞれ11回 ・1たに、08:00~07:55の出発。2:00~22:55の到着の上限値は11回 ・25/間当たりの発流回数によいこと)・(場所でよりの発流回数・2)・(場所でよりの発流回数・2)・(場所でよりの表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	検討	航空法第107条の3 3 国土交通省通道 「東京国際空港における免着調査用 基準」、「東京国際空港の利用につい 際空港の発着枠の利用につい で選出される発 着調整基準について」	1時間当たりの発着回数については、空港運用の慣熟度を検証しつつ、平成26年の国際総ターミナルの地議工事に併せて40回に増やす予定です。 なお、5分当と外の政機信については、タイヤの平単化を図り、定時性を確保しつつ、安全かつ 円滑な空港の運用を確保する観点から設定しているものであり、増加は困難です。
7	3月22日	5月2日	7月31日	交通	事業用航空 機の修理改 造検査の緩 和	【具体的内容】 開空法で定められている修理改造検査について、検査・合格済の機器と同じ型式の機器であれば、製造者号が異なっていても修理改造検査を不要とするべきである。 (担実事由)・ (担実事由)・ (担実事由)・ (対定等は、対定を受けた終する必要があるが、既に検査・合格済の機器と同じ型式の機器であっても、製造番号が を受けた終する必要があるが、既に検査・合格済の機器と同じ返式の機器であっても、製造番号が 保理改造検査が必要すると、関連の体管理改造検査が停生する。 体理改造検査は、関連は場合で時間が1ヶ月ほどかかり、費用も数十万円から数十万円かかる。しかも、その間、当該航空機は移動する上ができない。例えば、迅速性を要する災害対応避難時に航 でカナラなどの機材が破壊すると、同型の代替機材を確保していたとしても、修理改造検査のために 作業が中断されるといった問題が生じる。 地で測量業界でまに業務として活用している。新位率異カケラや航空レーザ装置など、同型の付替機 材を搭載しても航空の安全性に実際がないと考えられる機材については、一度修理改造検査に合格 している機材と関立が同じであれば、代替品の検査を不要とするとが実められる。これにより、緊急 性の高い業務等に無用な中断が生じなくなるほか、人件費なども含めた検査費用等のコストの削減が 期待できる。	日本経	国土交通省	航空運送事業の用に供する航空機で客席数が30又は最大網陰重量が 15,000kを超える飛行機及び回転頭航空機の改造を行う場合は、その 計画及び実施について国土交通大臣の検査 修理改造検査を受け合格しなければなりません。 上記以外の航空側の改造又は大棒理を行う場合は、修理改造検査を 受け合格しなければならりません。最着及び発動機の排出物に影響 がある改造工法体理を行う場合し間様です。 航空機整備改進設定を取得した事業所等理又は改造を実施した場 衛空機を開放進設定を取得した事業所を課理といる過差を実施した場 適合性の基準に適合することを確認したときは、修理改造検査は不要 となります。 デー機品起明を受けた予備品を用いて修理を行う場合(経音及び発動機 の排出物に影響がある修理整修く)及び航空法施行規則第14条に高 つきその仕柄について国土交通大臣の承認を受けた機器を搭載する場 台は、修理改造検査は不要です。		航空法第16条	既に修理改造検査にて検査・合格済の機器と同一型式の機器を装備する場合であっても、原 則、修理改造検査が必要ですが、その仕略について国土交通大阪の承認を受けた機器を搭載 する場合や予備品証明を受けた予備品を用いて修理を行う場合は、修理改造検査が不要とさ れております。
8	3月22日	5月2日	7月31日	交通	追加型式設 計変更手続き の簡素化	【具体的内容】 諸空機設計園である米園においてSTC(Suplemental Type Certification: 追加型式設計変更)が承認 された場合、日本日本での不認手接き(後表、書変)については、日米の基準が一致している部分を 日気A(Gilateral Avidation Safety Agreement)に基づき省略することができる取扱いとすべきである。 [提業理由] 総定機の設計を変更する手段の1つとしてSTCという手法がある。STCの利用には、航空機設計園で ある米園にSTCを申請、承認された後、日本国でもSTCを申請、承認される必要があり、日米で重複してSTCの承認を得る手続きたっている。現在、日本国と米国は設計に関する相互承認について、こ 国間取決めとなるBASAを参続しており、現在、日本国と米国は設計に関する相互承認が可能と なっている。のBASAをさらに有効に活用し、日本、基本学・一致している部分については、日本での 承認手続きを省略できる取扱いとするよう要望する。相互承認の対象範囲を広げることができれば、 手続きや年業の大幅な効率化が期待できる。	日本経	国土交通省	型式証明をうけた航空機について、航空機設計者以外の者が当該航空 機の設計変更を行う場合には、国は当該設計変更について追加型式 設計承認の5分行います。 米国等と締結した相互承認協定では、片方の国(例えばメ国)が承認し たSTCは基づきも一方の国(日本)がSTCを行う際は、最終的な確認を 行うこととなっています。	現行制度応可能	航空法第13条の2 「航空の安全の増 進に関する日本 国政府セアメリカ 合衆国政府との 間の協定」	*日杉OTOナス朝 インス根本 ヤマス朝めウにせざも **日の前田市のナエ田 ロナにも

	==	所管省庁への	内閣府での	0.57	AT ALL AND AT	15 to 5 14 14 15 to	提案	所管			所管省庁の相	
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
9	3月22日	5月2日	7月31日		乗務員室と隔はなっいっという。	[具体的内容] ペリコプターには、その構造上、貨物室(貨物搭載場所)が乗務員室又は客室と隔離されていない機種が多くある。 その場合、構造上貨物室(策物搭載場所)は乗務員室又は客室の一部とみなされるため、危険物の搭載が出来ない。乗務員の他に貨物担当者を同乗させること等の対応により、一部危険物の搭載を可能とするよう変望する。 [展寒理由] 航空法における危険物は消防法等と比較して範囲が広い。例えば、防虫スプレー、カセットコンロ用ガス、ライター、消火機、医療品等様々な生活物度が危険物とされているが、それらについて法令上のの間空容器や容差を満足している。機能上貨物で、資物指数場所が乗務員室以上等空と隔離されていなければ搭載することができない。 「以ばければ搭載することができない。」、山間部や鬼場等をといった静地への生活物資の輸送、災害時よどの智し資材の輸送など裏をかつ迅速な社会・インラである。しか、この要件によって有効用が出来ていない状況にある。例えば、乗務員の他に貨物担当者同東させるといった対応により、こうした危険の価値を可能とするよう要望する。 要望の実現によって、僻地での生活の質の向上、山間部や半上能設における保守の合理化、災害時などの早期度における効果等が見込まれる。 異体的な例:ライター、マッチ、ペンキ、アルコール飲料、灯油、軽油、ガソリン、タイヤ、トライアイス、防虫スプレー、カセッボス・医薬品、バッテリー、発電機、漂白剤、長薬など	日済連合会	国土交 通省	航空機による危険物輸送は、空中を飛行するという航空機の特殊性から、消防法ではなく国際標準に基づく航空法の規定により輸送の安全性を確保しています。	現行制度にで対応可能	航空法第86条 航空法施行規則 (昭和27年運輸名 令第56号)第194 条第2項第5号 航空機(由輸送基 市、研和58年宣 市、(昭和58年宣 市、(昭和58年宣 有音示第2項 18条第2項	ヘリコプターの客選とは隔離されていない貨物室による危険物輸送については、ご提案にあった業務員の他に貨物担当者を同業させるなどの安全対策を取っていることを確認することにより、現行制度において既に輸送が可能とされております。
10	3月22日	5月2日	7月31日	交通	概数の支援 機会増につい て	【具体的内容】 操縦士学科試験について、既に米国や中国で導入されているコンピューター化を図ることなどにより、 受験が随時実施できる体制とするべきである。 【理楽理由】 銀行、操縦士の学科試験の実施は年6回が原則とされている。また、資格によっては年3回の受験機 会に関われるものもある。 子科試験の間等の実施により、事業者の事業計画に応じたタイムリーな操縦士養成が図られ、航空 速送事業の概幹となる操縦士の美術が集末に比べて短期間でできることとなる。また、今後想定され 合権艇士不足に対してもフルキシブルな対応が可能となる。 本要望については、「航空の安全分野における技術規制のあり方 の検討については、「東位で大学、「平成な4年少年百通に、子科試験のコンピューター化に関す る諸外国の実状等を閲査し、我が国への導入の可能性や導入に当たり必要となる検討事項の抽出を 行う。」とされているところであり、早急に検討をすずめ、結論を得るべきである。	日本団合会	国土交通省	接線士の学科試験の実施は原則として年6回(定期運送用接線士資格に係る試験は原則として年3回)、時期・場所を公示し実施しています。	検討	-	学科試験のコンピューター化等による試験の随時受験については、諸外国の実状等の調査を行い、課題(公平性確保のための問題数、予算、システム開発等の抽出を行ったところです。 今後、これらの課題を踏まえ、導入の可能性について検討する予定です。
11	4月11日	5月2日	7月31日	交通	二輪自動車 から側車付き 二輪自動道につ いて	二輪自動車から側車付き二輪自動車への改造時、二輪自動車の削散差層の抹納基準に適合しているデーターの提出を求められて、下記理由して、改造時の審査は二輪自動車の削助装層の技術基準に適合しているデーターの提出を求められて、取る場合では、対象を表して、対象を表しままして、対象を表し、対象を表し、対象を表し、表し、対象を表し、対象を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表	(有)コロ フィー	国土交通省	車両の性能を大きく変えるような改造(制動装置のシステムなど)を行う 場合には、事前に書面による審査を行った上で現車審査を実施してい ます。	対応不可	161条 ·道路運送車両法	保安基準は、自動車の安全性や公害発生防止を確保するために定められており、自動車の検査では、その適合性の審査を行っています。 その審査の1つとして、現車が実際に制動装置の技術基準に適合している旨を証明する資料の提出等を求めており、省略することは困難であると考えています。

		所管省	内閣府での				提案	所管			所管省庁の根	贪討結果
番号 受	付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
12 ЗЯ	328日	5月2日	7月31日	交通	審査における 審査基準のあ り方について	【具体的内容】 「現成1年10月1特定地域における一般乗用熱客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別 排置法が施行され、それに伴い運賃の事業が服務化され、その運賃書素を建として国土交通者より 通道。最終改正平成2年1一級無用旅客自動車運送事業の運賃と別料金の設可申請の認可基準に ついて1が発出されたが、この通道の内容は平成14年に制定された、初乗り運賃値上げ算定の計算 の基準を摂用している。(ほんの一部版正されたのみで運賃値上げの為の基準である)よって会会議 の行っておられる通道による規制の撤廃に賛成である。 [建緩理由] 通道の内容は、標準能率事業者(1理2人制の隔日勤務会社13の社以下(初乗運賃660円の会社であ)原価が高い金地と抽出したの理能率事業者の原価(一部を除く)を適正な底価企みなして、高い 運賃を設定する際の有料な計算をするようになっている。(企業努力等は加味しない)。このような通 適正化及び活性化を図るならば、自動認可運賃の下限を下回る運賃で下限制は運賃の認可に関す る書をする際の新算基準につては、初乗運賃値上げ環定の計算を基準であるの通道に対り 算するのではなく、個々の事業者ごとに、個々の企業労が記めることによりより低廉な運賃を利用 者(消費者)に提供して利用者に利益還元をし、需要が起対することによって活性化の扱られると思 ままれ、代表取締役が運行管理業務を行い、運行管理業務部分を運行理費用として技力賃金に おしている余とから対りは認める上が、修繕費は標準能率事業者の修養費を計上される。したり修養便の削減 をしている余とから対しないまでは、修養性の構築事業を持むすることにより修養便の削減 をしている余とから対しないまでは、修養性の制度を持ちまでは、 のままれ、代表取締役が運行管理業務を行い、運行管理業務部分を運行管理費用として技力賃金に 計としても認めあれず、修養等は標準率率率等の整備費を計ともれて価値を上げられ の書を含むれまでは、対していまがである。 返されまでは、1年の単位では、1年のでは、1年	ワンコイ ンタク シー協会	国土交通省	「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針については、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針については、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理における。運賃改定のまだのでは、では、日勤認可運賃の下限を下回る運賃の審査における原価の査定にないては、整理の関係を関係を設定していては、を集者による要素を認めている一方、人件費、車両修繕費等については差異を認めないことを変めています。	対応不可	動車運送事業の 運賃料金の認可 の処理方針につ いて(平成13年10	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃査定における原価算定については、企業努力が認められるよう、事業者による発展を認める費用項目を設けているところです。しかし、費用項目のうち人件費や再該機賃得は労働場件や全全の機能に受損に続いてものであるため、これらの更もについては事業者間で産業を認めず、地域平均である標準能率も表の経費で計上することが適切であると考えています。ただし、事業者による差異を認めない経費のうち申請で協力費用項目に計上されている分については、除外して計上しています。なお、本件は係争中案件となっております。
13 44	₹9日	5月2日	7月31日	交通	タクシー250 キロJを高速 直しと高速 推制の撤 廃	平成21年10月に「タケン一特別措置法」が施行され、タケン一乗務員の労働環境の改善目的で翌年1 月1日より日助療務員の最高機務距離が近極限定地域では2500mと定められた。本来この最高業務 距離規制は、輸送の安全と乗務員の通労助止という報点から施行された。投資が は関係が使用したいるでは、100mのでは、100	ワンコイ ンドーム 株式会 社	国土交通省	旅客自動車運送事業運輸規則(省令)第22条では、地方運輸局長において、タウシー事業者が運転者に対して通守させるべき乗務距離の最高限度等を定めることを規定しており、抗客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(通過)におい、地線の指定の考え方、存距離の最高限度の設定方法の例等を改めています。これらの省令及び通江基づき、近畿運輸局長は、大阪市域交通圏について、東務距離の最高限度を定める地域とし、次のとおり公示しています。 ・乗務距離の最高限度を記さる。近畿運輸局長は、大阪市域交通圏について、東務距離の最高限度を定める地域とし、次のとおり公示しています。 ・乗務距離には、高速自動車国温及び自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)を利用した距離も含むものとする。ただし、高速自動車国道等は、以下「高速自動車国道等」という。を利用した距離と右がの地上利用した場合にあっては、当該利用の距離にかかわらず、50kmを利用したものとかなして乗務距離に算入するものとする。	検討	事業運輸規則の 解釈及び運用に ついて(平成14年 1月30日 国自総 第146号、国自整 第149号)	及び高速自動車国道等を利用した場合の乗務距離の扱いについては、合理性を欠き違法との
14 4月	122日	6月6日	7月31日	交通	国際運転免 許証	有効期間が1年とのことだが、日本国内での運転免許証残存有効期間と合わせるべきと考える。	個人	警察庁	道路交通に関する条約(以下「ジュネーヴ条約」という。)附属書10に規定する自動車等に係るシュネーヴ条約第2条第1項の運転免許証の供養での 受委員会が参称するもの(以下回外運転免許証という)の有効は は、当該国外運転免許証の発給の日から起算して1年とされています。	対応不可	ジュネーヴ条約 第1条第2項、第 24条第1項、附属 書10 連絡交通法第107 条の8	ジュネーヴ条約第24条第1項に規定する国際運転免許証の有効期間は、同条約によりその発 絡の日から1年間とされていることに基づき、我が国において条約される国外運転免許証の有 効期間についても、同様にその発給の日から起算に1年間としているものです。 したがって、国際的な相互主義の観点から、当該有効期間を変更することは困難であると考え ています。
15 5,	115日	6月6日	7月31日	交通	歩地行者天国な そだって がどって がとで は は 下で は お を 使 中 可 基 本 の 部 可 確 に で が の 部 で が の 部 で は の の 部 で も の の の 明 を の の 明 を の の の 明 を の の の の の の	参行者天国など地域活性化のため地域ぐるみでイベント等を行う際、所轄警察署への道路使用許可手続きや道路占有許可手続きについて、事前相談受付など申請者の負担軽減が図られているところであるが、現実にはなかなか許可されないサースもあるため、事前相談段階で指導・助言すべき許可条件(判断基準)を明確化するとともに、手続期間の短縮化を図ること。	日本商議所	警察庁庁至五省	一般交通に著しい影響を及ぼすようなイベント等を開催するため道路を 使用する者は、所轄登報署長の許可を受けなければならないとされて います。 また、道路の構造又は交通に著しい影響を与えるようなイベント等を開 値するため道路とは物件等を見け、継続して道路を使用する場合に は、道路管理者の許可を受けなければならないとされています。	現行制度下で対応可能	道路交通法第77 条 道路法第32条	一般交通に乗しい影響を及ぼすようなイベント等を開催するため遠路を使用する場合には、道路使用許可が必要となりますが、そのような場合、一般的にはイベントの実施主体において、まず地元の合意形成の確保や、必要な交通対策案の作成等を行っていただく必要があります。ただし、道路使用許可の判断に当たっては、現場の道路交通状況等にない、置緊急を指個別具体的に判断することが必要であることから、個別の事業に対する許可のための基準を警察である。時におよっては、現場の事業に対する許可のための基準を警察である。様とも道路使用許可手様の円滑化につき、管轄警察等において事前相談を受けるなどにより、申請命の負担経過に取り組んでまいがしいと考えております。また、道路の構造又は交通に表しい影響を与えるようなイベント等を開催するため道路上に物道路も用許可の場合とはできません。場合の構造又は交通への影響等におい、道路管理を書から、通路、直路を開発する場合には、道路の構造又は交通への影響等におい、道路管理を書から、は近路に対しては、近路の構造又は交通への影響等におい、道路管理を書から、は近日が再から、日本に対しては、平成り下を1981 7日 1日

		所管省	内閣府				提案	所管			所管省庁の相	食討結果
番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
16	5月27日	7月26日	7月31日	交通	臨時民間試 験空域の設 定	当地から離陰した試験機の効率的な試験を可能とするため、臨時で試験空域を設定できるよう規制を緩和する。	愛名商議 知古工所 中連 、済会	国土交 通省	民間訓練試験空域は、航空法策九十五条の三の規定により、自衛隊の使用する航空機以外の航空機が、専ニ曲技飛行等又はJ接線練習飛行等を行う空域として国土交通大臣が告示で指定する空域であり、当該空域において上記の飛行を行わえけるときないこととされています。 民間訓練試験等の計画を通報し、その承認を受けなければならないこととされています。 要望も踏まえつも、訓練試験所行等を行う施を扱きているとことです。 飛行する航空機との間における安全間隔の確保を前提としているところです。	対心个中	航空法第九十五 条の三	飛行試験等について、安全確保のために既存の民間訓練試験空域で行うこととれておりますが、それによる対応が困難な場合には、要望内容、他の重視者に与える影響等を考慮し個別に対応を検討しています。 今回ご葉がの要加泉、東周辺上空の空域は、中部国際空港等を発着する航空機が飛行する自体、西日本等の空港と東国際空港及び機工研究では、中部国際空港とは必要が発行する航空交通の要面として適倍が不断に対しても西日本、沖縄地方と東京国際空港及び採田国際空港とが、東京・ボル州南辺空域についても西日本、沖縄地方と東京国際空港及び採田国際空港を結め航空機、東市アジア万国と北大方面とを移ふ前空機が飛行する航空交通の要衝となっていることから、要望空域への民間訓練試験空域の設定は困難です。
17	7月26日	8月22日	10月1日	交通	過疎地域における自治体パスによる貨物 運送に係る規制緩和	市町が運行するコミュニティバス等において、地域の実情に応じて、効率的な貨物運送が可能となる 「有償での貨物輸送」や「旅客の予約がない便での貨物のみの運送」を行うことができるよう、弾力的 (支障事項) 民間バス事業者(一般乗合旅客運送事業者)については、道路運送法82条により、「旅客の運送に付 協して、少量の無便動、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」と規定されているが、市町が 運行するバスは、それを可能とする道路運送法上の規定がない。 そのため、生活物資や最産物等は、有償又は荷物のみの貨物運送ができない。	愛媛県	国土交通省	貨物の運送を有信で行う場合は、原則として貨物自動車運送事業法に 基づく事業許可を得た上で、事業用自動車により運送する必要がありま すが、例外的に、道路運送法第62条において、一般旅客自動車運送事 業者(集合/大名乗業者)についてのが旅客の運送(中間にた、少重の 郵便物、新聞紙その他の貨物の有債運送を認めています。	「検討を予 定	道路運送法第82 条	自家用有債旅客運送における旅客の運送に付随した貨物の有償運送については、乗合バス事業制度を参考にしつつ、輸送の安全性の確保や利用者の利益の保護を前提とした上で、実現可能性の有無等について検討します。
18	8月29日	11月1日	11月15日	交通	道路交通法に基づ審査基本の問題点について	道路交通法第4条に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準」によれば、1営業所における必要車両は、常用車に両と予備車1両の計ら台が必要となる。通疎地や交通空1地帯、地域の実情に応じ支援性車両の減車は認められているが、都市と過疎地を結め、長倉高速パスの場合認められない。 (具体的な例) 野社が連行するYOKAROバスは、人口145万人の福岡県福岡市と長崎県平戸市や大分県竹田市など過疎地と結め、高速乗台・バスである。今年9月の法位正に伴い、これまでの「貸り事業」から「乗合事業」との変更となった。貸り事業の場合は、一度別に最低ら両があれば、営業所この事面を積まったのはない、乗合事業の場合は、上部の審査基準により営業所ごとに最低6両を確保しなけれるらない。 YOKAROバスの乗合事業変更に伴い、弊社では、新たに長崎県の佐世保営業所、大分県の竹田営業がと日本の大会に、営業所ごから変集両数の減免を外側の開発、計に「豊きにある実情」合わせた保存事間をして、営業所ごとの要率両数の減免を外側で開発、第一環におい合わせたが、高速集合バスは想定される動画に含まれなことか。原制運制の車両を第一環におい合わせたが、高速集合・バスを受け、120間があり、日本の開始から更に長崎県線と早れに課年営業所を申請予定しているが、車両の合数で困惑している。首は、120日に大崎県線と早れに課年営業所を申請予定しているが、車両の合数で困惑している。首は、120日に大崎県線と早れに課年営業所を申請予定しているが、車両の合数で困惑している。首は、120日に大崎県線と早れに設定が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	有限会 社SOU DA	国土交交	一般乗合旅客自動車運送事業の許可に際しては、事業の計画が輸送 の安全を確保するため適切なものであるか、事業の遂行上適切な計画 を有するものであるか等の観点から審査をしており、最低車両側につい は、1営業所とに最低ら両の第用車及が1両の予備車を配置することとしています。 この点、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合や過疎地、交通 空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運 行計画の遂行し必要な輸送力が同らかに確保されると認められる場合 については弾力的な運用をしているところです。	現行制度 下で対応 可能	道路運送法施行 規則第4条	昨年4月の関越道高速ツアーバス事故を踏まえ、本年8月の新高速乗会バスへの移行に際しては、選行事業者の開陸な責任の下で安全選行の物底が隠られるよう、各営業所における専両教も含めて厳格に審査を行い、事業を通確に遂行する能力のある事業者に対して許可を行ったところです。 ところです。一方、新高速乗合バス事業者が過速地と都市部を結ぶ路線を新設する場合等にあっては、最本両数でのに、沿域地域の実行計画の選行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には、柔軟に対応することとしています。
19	9月13日	11月1日	11月15日	交通	接気量50cc 以上の4輪パ ギー・ATVで の公道走行	構築質量50cc以上の4輪パギー・ATV(以下ATV)が公道で走行できるように、法改正して頂くようお願い致します。 ■ATVの有用性 1)パイクと比べま行が安全している(スリップ等) 2) 内部無数性の温度が表している(スリップ等) 2) 内部無数性の温度が表している(スリップ等) 2) 内部無数性の温度が表している。(スリップ等) 2) 内部無数性の温度が表している。 (スリップ等) 2) 内部無数性の温度が表している。 (スリップ等) 2) 内部に数性のよりない。 (大きないのない。 (大きないのないない。 (大きないのないない。 (大きないのないない。 (大きないない。 (大きないない。 (大きないない。 (大きないない。 (大きないない。 (大きないない。 (大きないない。 (大きないない。 (大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	個人	国土交通省	観光客等の回遊性向上や交通弱者対策にも資する新たなカテゴリーの乗り物の書及等のため、平成25年1月に保安基準等の一部の緩和を行うことができる制度(超小型モビリティ認定制度)を創設したところです。 (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.fr1,000043.html)	現行制度 下で対応 可能	・道路運送車両法 第40条、第41条 ・道路運送車両5条 第1項及び第576 国項及び第576 国項及25第576 国項を30 第50 第50 第50 第50 第50 第50 第50 第50 第50 第5	前述のとおり、平成25年1月に保安基準等の一部の緩和を行うことができる制度を創設したと ころです。ご提案の車両(特気量50cc以上の4輪パギー)が本認定制度の対象車両に該当する か等は地方連輪局へご相談下さい。
20	9月13日	11月1日	11月15日	交通	ニルス 大名中に 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	(具体的内容) 光ケーブル本線区間における二次占用者による道路占用申請の免除について、国道に関しては 遠遠が行き偏いでおり運用が確立されているものの、地方自治体等においては各地域によって 運用が続一されていないため、地方自治体等への周知・微度を図っていただきたい。 (提案理画 大ケーブル本線区間における二次占用者による道路占用申請の免除について、国道に関しては 遠遠が行き偏いており運用が確立されているものの、地方自治体等においては各地域によって 運用が続一されていないため。	民間企業	国土交通省	一般の自由な通行を未来の目的とする道路に、工作物等を設けて継続し、道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることが け、道路を使用するこの課題を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしています。	現行制度 下で対応 可能	(最近改正:平成	「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基 で(権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係るな が(権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係るな 扱いこついて「伊政」は不3月3 日間接後通数発売3月91人。平成17年7月24日及び平成23年12 月28日に一節改正を行っており、その際においても各部起前祭、設令指定都市担当部局あて通 知し、併せて管内道路管理者に対しても周知を依頼したところです。

		所管省	内閣府での				提案	所管			所管省庁の村	
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
21	9月13日	11月1日	11月15日	交通	二次占用者 による河側 による続き の簡略化	(提案内容) 河川区域において、光ケーブル本線区間における二次占用者による占用申請を、道路占用と同様に免除することを検討していただきたい。 (提案理由) 同じ占用形態にもかかわらず、道路においては、光ケーブル本線区間における二次占用者を行う際の道路と中職誘免験をれているが、河川区域においては免除されておらず、河川区域のみ申請が必要であり、申請手続きに時間を要するため。		国土交通省	河川空間を占用する場合は、占用許可が必要となっています。	対応不可	河川法第24条	河川における収容は、当面河川管理者が使用する予定のない管路(収容空間)を開放するものであり、当該空間を排他・独占的に利用するのであれば占用許可が必要と考えます。
22	9月13日	11月1日	11月15日	交通	電業する経常の事政を関する。	(提案内容) 同一のスパイラルハンガー内に通信線を増設する場合など、既設の通信線と数股条件が同一である場合については、道路占用申請を届出のみでよいものとする等、手続きの開業化、事業者負担の軽減を図っていただきたい。 (提案理由) 既に通信線が敷設されている区間に通信線を増設する場合、ルート・地上高などが同じであっても、成めて道路占用申請を行う必要があり、書類作成・提出の手間がかかる上に許可までの時間も要するため。	民間企業	国土交通省	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路管理者の許可を受けなければならないこととしています。	現行制度下で対応可能	道路法第32条、第33条	道路管理者による道路占用許可にあたっては、道路を占用しようとする物件が道路法第33条 第1項の基準を満たし、道路の交通又は構造に著しい文庫を及ぼすことのないよう(通信線については数量の増加により道路の検達に与える影響がないか等)個別に判断する必要があります。 このため、ご提案中例示の既設の通信線と数数条件が同一てある場合であっても占用申請を出めよせることはできませんが、道路占用計事手続に関しては、これまでも活や種類を必要要小限のものとするなど開業化の微速を図ってきたほか、平成23年12月28日に光ファイバについて同時の事業者にお歳貸とそ行事場合、一次日本者の占用的の変更許可を不更し、道路管理者との包括協議により含意文書を締結することで、以降の手様は届出のみで足りることとするよう関係し、占用申請者の負担軽減に努めてきたところです。また、同日付で道路占用許可手続の簡素化及び一層の弾力化についてあるためて各道路管理者をご覧は込む占用許可手続の簡素化及び一層の弾力化についてあるためて各道路管理者をご覧は入れていることです。
23	9月13日	11月1日	11月15日	交通	電線共同の溝質の配が、関係の関係を対象を構成の関が、関係を対象を構成している。	(提案内容) 電線共同溝の有効利用と、後参画事業者等への迅速な貸出・譲渡を実現するため、電線共同溝 占用権の他企業への質責を容易に行えるルールを構築していただきたい。 (提案項由) 電共法(機終共同溝の整備等に関する特別指置法)に規定された後参画・占用権譲渡手続きに は時間がかかり、迅速な工事の実施に支障が生じている。また、電線共同溝は長期計画(50 年)のむとに構築されているが、長期にわたる需要予測は難しく、占用権(参画条数)の不足 /余期が一部で生じている。	民間企業	国土交通省	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第11条により、電線共同溝 の収容能力に余裕があるときには、道路管理者の許可を受けて、事後 人溝することができることしております。 また、同法第15条により、道路管理者の承認を受けて、既占用者の権 利の譲渡を受けることができることとしております。	検討を予定	電線共同溝の整 備等に関する特 関する 条、第15条	電線共同溝への事後入溝及び既占用者の権利の譲渡に係る手続きの支限について詳細は 不明ではありますが、事後入溝に係る道路管理者の許可については、電線共同溝の管電等に 支障を及ぼすおそれがないかを審査するためのものであり、引き続き制度を機構していくことが 必要であります。 なお、既占用者の権利の譲渡に係る道路管理者の承認については、電線共同溝の占用許 可に基づば相りの金銀又は一部的譲渡に係る道路管理者の承認については、「電線共同溝の占用許 道路局路故原是通道において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項に基 づ後再1線度が表の取扱いとかと変わていることできて。 電線共同溝占用権の賃貸に関するルールの設定については、その要否も含め、具体的な賃 貸のニーズの多等等を踏まえた上で検討することが必要と考えています。
24	9月13日	11月1日	11月15日	交通	年末年始・ 年度末年によ けるの 報 制 間 継 続	(提案内容) 年末年的などは利用者からの工事依頼が多い時期でもあるので、当該抑制措置の緩和を継続していただきたい。 (提案理由) 年末年制や年度末の路上工事抑制について、平成18年3月31日付国道利台4号国土交通省道路 局路改築造場利用調整室から各地方整備局道路局長死の文書「電気遺信事業者による光ファイバケーブルに係る冬季、年度末における路上工事の抑制措置の緩和について」により、平成18 年度から5年間の緩和措置が設けられている。		国土交通省	路上工事については、年度末等特定の時期への集中に国民から強い 批判を受けたことから、年末年始及び年度末における路上工事の削削 を実施し、平準化を図ってまいりました。 一方で、縁路敷設の付売化について」が5回T戦勢会議・T戦的 お合同会議館を分子を設定するために行う工事についてはます。 ファイバーケーフルを敷設するために行う工事についてはますがあた。 ファイバーケーフルを敷設するために行う工事についてはますがあた。 成13年度から平成22年度までの間、上記抑制措置の特例として、道路 交通に著しい影響を与えない範囲で即制を緩和してまいりました。	現行制度 下で対応 可能	国道利第41号、 国道国防第299号 (平成18年3月31日)	路上工事の施工時期等については、関係する道路管理者、公益事業者等で構成する地方連 絡協議会等の場を活用することにより、引き続き調整を図って頂くこととしております。
25	9月13日	11月1日	11月15日	交通	道路ないでは、またのでは	(提案内容) 道路拡張工事により既存のケーブル等の移設が必要となった場合、移設費用の補償について、 共業事業者、管路利用者に対しても、電柱・管路管理者と同様にしていただきたい。 (提案理由) 道路拡張工事により既存のケーブル等の移設が必要となった場合、移設費用が必要であるが、 補償委申が不確定個別架件に補償の有無が判断されるため、補償を受けられずコスト負担 を要するケースが大部分を占めるため。	民間企業	国土交通省	道路法第71条第2項第1号に規定する監督処分に伴う移設費用の道路管理者による負担については義務づけられていないが、占用者のお最大が社会通名との要忍機務の問題をこるも様とであると認めたさき」には、道路管理者において所要の費用を負担することとしています。	現行制度 下で対応 可能	道路法第71条	道路拡張工事等に伴う占用施設の移設補償については、個々の事例によりその条件が千差 万別であることなどから、移設補償の画一的処理を可能とする具体的基準を提示することは困 難定あり、個々具体の事例に応じて「社会通念上の受忍養務の範囲」を判断し、移設補償の要 否を決定しています。
26	9月13日	11月1日	11月15日	交通	回線 銀の の路の おの おの おの がププ がププ がププ	(損案内容) 道路管理者ごとに異なる申請様式を禁一していただきたい。 また、さらなる改革として、道路占用申請のワンストップ化を図っていただきたい。 特別式は、后申申請者(鑑)は、后用申請・の変を書載と認識しているが、記入内容に差異がな いにもかかわらず道路管理者偏にフォーマットが異なるため統一化を図っていただきたい。 また、占用内容を確認するための必要を書類について、同じよう企書類の提出が求められてい るため、当該書類の簡素化し、上記同様フォーマットの統一化を図っていただきたい。 (提案理由) 道路管理者(国・都道府県・市町村、また河川関係)ごとに申請様式やルール(添付図面の縮 小コビーの司否など)が異なり、光ファイバの提供における申請件業が損雑化し、工程調整や 作業準備に時間を要しているため。		国土交通省	一般の自由な通行を未来の目的とする道路に、工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路管理者の許可を受けなければならないこととしています。	现行制度応 可能	道路法第32条、 33条 道路法施行規則 第4条の3	道路占用許可申請手続きの簡素化、様式の統一化の撤慮については、これまでも各道路管理者あて通知してきたほか、平成23年12月28日にあらためて各道路管理者あて通知したところです。

		所管省	内閣府での				提案	所管			所管省庁の村	食討結果
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等		官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
27	9月13日	11月1日	11月15日	交通	道路占用の 更新手続き の簡素化	(提案内容) 応用更節の手続きについて、国道は10年で統一されている一方、地方自治体は1年、3年、5年 左様々であるため、国道の方法に統一していただきたい。 また、更修方法についても、管理者毎に異なり手続きが煩雑であるため、簡便な方法で統一していただきたい。 (提案理由) 道路管理者ごとにルールが異なり、光ファイバの提供における申請作業が煩雑化し、工程調整 や作業準備に時間を要しているため。	民間企工業	国土交 通省	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることか 。 道路本来の目的との調整を図っため、道路管理者の許可を受けな ければならないこととしています。	現行制度 下で対応 可能	33条 道路法施行令第 9条第1号	道路法施行令第9条においては、「占用の期間の基準」を定めており、例えば、電気通信事業 法(紹和59年法律第66号)による理社、電熱又は公衆電話所(同法第120条第1項・規定する 設定電気通管率者が何頭には近する移定電気温信事業の用に対するものに限る。)につい では、10年以内とされています。各道的管理者による道路台用將可に当たっては、これら占用 特件の設置による道路の交通以指着への影響を個別に判断し、本規定の範囲内において、 占用の期間を定めているものと承知しています。 また、更新事務をついては、その簡素化に向けて、これまでも各道路管理者あて通知してきた ほか、平成23年12月28日にあらためて各道路管理者あて通知したところです。
28	9月17日	11月1日	11月29日	警察	緊急通行車 緊急通行車 高線制度 の事度の 拡大	内容 従来から重要なライフラインの一部である固定通信線のアクセス回線や携帯電話基地局回線の 提供に加え、FTTH網など、新たに普及が進んだライフラインを整備・運用する事業者によ る炎密質旧を円滑にするため、緊急通行車両の事前登録制度の対象となる事業者の範囲を見直 していただきたい。 理由 緊急通行車両の事前登録は、「指定(地方)公共機関」の指定事業者に開定されているとこ ろ。しかし、固定通信線のアクセス回線および携帯電話の基地局回線の提供や近年妻及が進ん だ、FTTH機を活用上で電子 で、FTTH機を活用上で電子 で、FTTH機を活用上で電子 で、FTTH機に活用とである。 では、「指定(地方)公共機関」の追加指定は行われていないため、大規模災害時の復 旧作業に支障が生じるおそれがある。	民間企	内閣 府 府 庁 省	都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は投害が急対策に必要な物質の残免輸送その他の災害の急対 類を実践するため遺転中の事間にあっては単角の使用者の申出しよい り、当該事事間が緊急進行事間であるか否かの確認を行い、緊急通行事 構業を持期では、受害対策を表、対応・対象が 構業を持ずしています。 有事項は、災害対策を を対しています。 本語を持ちなりを確認しない。 を対しています。 本語を持ちない。 本語を持ちない。 また、第日本大震災にやが対策を参請さ、大学大学、 また、第日本大震災にやが、等を参請さ、不定3年の日本の場合ので、 また、第日本大震災にやが、等を参請さ、不定2年の月に「大規模 以客に伴う交通規制実施事例」を作成し、緊急通行車両の事前届出等 について完かいます。 また、第日本大震災にやが、なを発きえ、不定2年の月に「大規模 以客に伴う交通規制実施事例と作成し、緊急通行車両の事前届出等 についてなど、共振器のの対策を移動を表すれては、災害対策基本法策の条に まづき、指定公共機関については、災害対策基本法策の条に まづき、指定公共機関については、災害対策基本法策の条に まづき、指定公共機関については、災害対策といいます。 機関については当該都道府県の知事が指定します。	現行制度下で対応可能	第76条第1項、災害対策基本法施行令第33条1項、災害対策基本法施行令第36条1項、災害対策基本法施行規則第6条	緊急通行車両の事前届出をすることができる車両は、指定公共機関等が保有する車両及び 指定公共機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者等から顕遠する車両に限られて います。 指定公共機関については、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月)等を踏まえ見 直しを進めているところであり、指定地方公共機関への追加については、その要否を含め自治 事務として各部原規において検討がなされるものです。 ※ 事前届出対象以外の災害な急対策車両についても、緊急交通路の交通量や連路状況、 他の道路の交通量を連路状況、他の道路の交通量を連路状況、 他の道路の交通量を連路状況、を 原しつつ、交通規制の対象から除外することとしています。
29	9月17日	11月1日	11月29日	警察	緊急通行車 両の取扱 ルールの策 定	〇内容 大規模災害時等における緊急通行車両の取扱について、東日本大震災の際に行われた柔軟な措 置内容を検証し、地方自身体の災害対策本部や石油連型を含めた「緊急通行車両」に関する ルール策定を検討していただきたい。 〇理由 東日本大震災の発生時、緊急通行車両の確認を受けていない車両であっても、通行止めとなっ ている地域の通行許可、重点サービスステーションでの優先給油などの柔軟な対応が行われ た。今後の災害発生に備え、これらの措置について取扱ルールの明確化をしていただきたい。	民間企業	內閣察務済省 開察務済省	都適府県知事又は都適府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対 接を実施するため遺転中の車間。あっては車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるかをが配配と行り、実急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であると確認と、場合は、災害対策基本法施行規則第6条との機能を受けしています。 構章を得示し即得金を備え付けている緊急通行車両は、災害対策基本活済の豪第「項の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行つている協力の区間を通行することができます。 また、東日本大震災に任う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模型等に行って設めています。 緊急通行車両等に優先輸油を行うSS(中核SS)については、経済産業省資源エネルギー庁において、対応しています。	現行制度下で対応可能	害対策基本法施	東日本大震災に伴う対応等を踏まえたノウハウ・知見のマニュアル化とさらなる効率化・改善 方策のために、顕極機関との調整の上、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要 領しを作成し、緊急通行車両等の証券事務等について定のだおります。 中核SSにおける優先給油の対象は、パトカー・消防車・敷急車等、赤色灯を点灯し、サイレンを鳴らしながら走行する車両や緊急通行車両確認標業を掲げている緊急通行車両等を想定 しています。
30	9月30日	11月1日	11月29日	交通	軽自動車車を対する がある がまま おおまま おおまま おまま おまま おまま おまま おまま おまま お	自賠責保験、高速道路連行料及び自動車保管場所証明の提出など、自動車に関する誘規制・制度の要件を、軽自動車と他の自動車とで対等にすべき。 「接受理由」 軽自動車は日本独自の車両分類であり、自賠責保験、高速道路通行料が普通車よりも安いというメ リットがあり、自動車保管場所証明要件も普通車ほど厳しない。外国生産車では、日本の規制制度 で造成された軽力動車保管を関連が事としている規制面を製価の特権は、 類似の性能と本体価格を持つ欧州製小型車及び準小型車が利用可能な市場を大幅に制限してい る。	民間団 金	警察融土省 序庁交	受けようとする者は、警察署長の交付する保管場所証明書を提出しな	・保野管の対す 連行つ、認知には、一般を主義を表す。 は、一部のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のでは、一語のは、一語のでは、一語	道路整備特別措置法第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、	自動車掲書賠償保陽法における経自動車を含めた自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造、原設機の種類、総排気量、定格出力などの違いを踏まえて、自動車に係る路線制に基づき、公平性の観点から定められているものであり、軽自動車のみを優適しているものではありません。 高速道路の通行料金における単種区分による料金比率については、負担の公平を確保する観点で定めているものであり、軽自動車のみを優適しているものでおり、軽自動車のみを優適しているものではありません。 登録自動車については、自動車登録制度における新規登録等の際に自動車保管場所証明書の提出が無例付けられていますが、軽自動車については、自動車登録制度の対象とされていないことから、届出制がとられているものです。
31	10月9日	12月6日	12月25日	交通	車検	車検を全廃してください。アメリカでは約半分の州で車検がありません		国土交 通省	- 自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の 交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならな い。	対応不可	道路運送車両法 第58条第1項	車検は自動車の安全の確保及び環境の保全を図る観点から必要であり、廃止することはできません。

		所管省庁への	内閣府での				提案	所管			所管省庁の村	食討結果
番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
32	10月10日	12月6日	12月25日	交通	園の送迎バス の使用しない	都会の交通量が多い所や横断歩道を買い物カートが重くて渡れない買い物弱者を支援するために、 幼稚園、保育園の送辺パスが使われない時間帯1回のみ子供の送辺ルートを利用して買い物支援が できないものでしょうか。 ルートや乗車手切割すび選出交通省から許可が必要だと思います。また、利用者については、転倒などの 心配につき厚生労働者の変介護の買い物支援の対策生1名が同業ではいものかどうか、検討して いただきたいと思います。モデリースとして、前の地域で申請できないものでしょうか。このことが 協力できれば、過程地域や都会でも多くの高齢者が助けられると思います。	個人	国土交通省	乗合旅客を運送する場合には原則として一般乗合旅客自動車運送率 業許可が必要ですが、災害時等緊急を要するとさや、鉄道の工事運休 時等において一時的に代替輸送が必要であり、一般乗合旅客自動車 運送事業育によっこべ的題は労働らにおいて、一般質切旅客通送 送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合旅客運送をまっ た行えないとするのは、特勢事情の下におけるかとして現実のは あり芽せん。 このため、道路運送法第21条では、真に必要と認められる例外的な場 自に限って、一時のな事要のすかに時間、地域を限定して行うものに限 足して一般質が高音動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送 事業者による乗合旅客の連送を認めています。		道路運送法第4 条、第21条、第43 条	ご提案の内容は、道路運送法第4条の一般乗合族客運送事業の許可を取得することにより可能であり、また、最低車両台数等についても、地域公共交通会議等で合意があった場合には緩和できることとしています。 なお、特定教育自動車運送事業は、運送需要者や取扱客が限定されるため、輸送の安全確保・放客の科便確保に開し、一般旅客自動車運送事業と比較して緩やかな規制の下に置かれているものです。この点、道路運送法第2条以上も返置送は、不特定多数の旅客を対象として集合輸送を行うものであり、本末は一般乗合旅客自動者運送事業者が行う運送を、一般貸切旅客・自動車運送事業者は一般乗用級を自動者運送事業者に対して一時時・限定的に扱めものです。このため、輸送の安全確保や旅客の利便確保の観点から、特定旅客自動車運送事業者に対して、乗合運送を認めることは困難です。
33	10月16日	12月6日	12月25日	交通	トラック、ト レーラーの車 検期間延長	[要望の具体的内容] ①単面設置量8トン以上のトラック・トレーラーの自動車検査証の有効期間を「初回2年」とすべきである。 ②単面設置量8トン未満のトラックについては、2回目以降の車検有効期間を2年とすべきである。 [規制の現状と変速理由等] ・ 実施を設定した。 ・ は、1年間を発生している。 ・ は、1年間となっている。 ・ は、1年間とは、1年間となっている。 ・ は、1年間とは、1年間となっている。 ・ は、1年間となっている。 ・ は、1年間となっている。 ・ は、1年間となっている。 ・ は、1年間となっている。 ・ は、1年間を発音に、2年間となっている。 ・ は、1年間を発音に、2年間となっている。 ・ は、1年間を発音に、2年間となっている。 ・ は、1年間を発音に、2年間となっている。 ・ は、1年間を発音に、1年間を発音に、1年間を発音によっている。 ・ は、1年間を発音に、1年間を発音によっている。 ・ は、1年間を発音に、1年間を発音によっている。 ・ は、1年間を発音によっている。 ・ は、1年間を発音によってい	(一社) 日本経 済団体 連合会	国土交通省	・自動車の劣化や摩耗は、自動車の使用状況等によって異なるものであるが、その使用状況等は、使用者が最もよく掌握できるため、点検整幅は、使用者の最終としています。 ・しかしながら、自動車による交通事故等は、使用者本人だけでなく、第三者の生命、身体にも危害を与える危険性があるため、使用者があるため、使用者が必要を増の義務を遭切に履行し、安全・環境基準に適合している状態を維持できているが、国は、必要乗り飛尾部する必要があります。 ・このため、国は一定期間ととに検査を実施します。 ・また、車検測問は、自動車の不具合発生状況、点検整備実施状況、加害性、諸外国の状況等を考慮して定めています。	対応不可	道路運送車両法 第45条、58条、61 条	事業用トラックの場合は、 ・衝突安全に関しての性能や品質は向上しているが、消耗品や経年劣化による動品の耐久性には変化がないこと。 ・海内を生たがないこと。 ・海門や地方に直接が長く、不見合車が高いこと。 ・海門や地方に直接が長く、不見合車が高いこと。 ・海門や地方に直接が長く、不見合車が高いこと。 ・海門や地方に直接が長く、不見合車が高いこと。 ・本門や地方に直接が長く、不見合車が高いこと。 ・本門や地方に直接が長く、不見合車が高いこと。 ・本の主義が最初の延長について、これらの状況に変化がない現状では困難と考えています。 この車検閉間の延長について、これらの状況に変化がない現状では困難と考えています。
34	10月16日	12月6日	12月25日	交通	特殊車両通行許可の期間の延長	【要望の具体的内容】 現行制度では最大2年間とされている特殊車両の通行許可期間について、可能な限り延長すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 一定の規格を超える車両が道路を通行する際に必要な「特殊車両通行許可制度」の許可期間は、 表大2年間とされている。 規格を超える車両でも「特殊車両通行許可制度」はよって通行許可を得られるが、申請の窓口も道 規格を超える車両でも「特殊車両通行計可制度」はよって通行許可を得られるが、申請の窓口も道 がを超れると乗場で、よれて、 こうした水沢を踏まれ、許可期間を例えば最大4年間など、可能な限り延長すべきである。	(一社) 日本経体 連合会	国土交通省	特殊車両通行許可の有効期間は最大2年間です。	対応不可	「車両の通行の制	持可期間については、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日開議 決定)に基づき、平成21年5月、従来最大1年間であったものを最大2年間へ延長した経緯が あります。 温路管理者としては、道路の五柱化対策が喫緊の課題とされている中で、依然として重量制限 を超過する違反単原や無許可単順が多数通行している実態があるところ、許可期間の延長は 申請者の近条治連つの最初の海れによる法令道底の増加をあたさることが手可期間の延長は 申請者の近条治連つの最初の海れによる法令道底の増加をあたさることが上間とれるため、 現時点では困難であると考えています。 管理者による申請の窓口が道路管理者ごとに異なるとの件に関しています。 なお、要望理由にある申請の窓口が道路理者では、異なるとの件に関していますので、申請者 位援の追請管理者にまたがら申請経路であっても、国、都道府県又は政会令市のいずれの窓 口においても申請することが可能な窓口のフンストンプサービスを実施していますので、申請者 が複数の選節を関す者の窓口へ申請者と担するを受はありません。 以上のことから、道路管理者としては、許可期間の延長には対応できませんが、今回の要望の 理由として挙げられている申請者が申請に係る手続きが領域であり、負担がたきいと感じる点 に関して、引き権を選集事者間の場合するからご裏を簡似さがらその必需を基めることによって、 申請者の負担の軽減等を図り、利便性を向上させることができると考えています。
35	10月16日	12月6日	12月25日	交通	緊急通行車 両を通行を 動油に係る ルールの策 定	【要望の具体的内容】 国と地方自治体が協力し、「緊急通行車両」への優先給油に係るルールを策定すべきである。 【類態の現状と整理由等】 災害対策基本法では、緊急通行車両認定を受けることにより、通行を禁止または制限された道路の 通行が可能となっている。東日本大震災では、これに加え、重点サービスステーションでの給油を優先 めに受けられた事例がある。 そこで、令後も有事の際には、迅速な通信インフラの復旧のため、同様の対応が確実に受けられる よう、国と自治体が協力し、緊急通行車両への優先給油に係るルールを策定するよう変望する。 なお、緊急通行車両への優先給油については、「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された 提来等への対処方針(2012年4月3日開議決定)において「自家発電投離車入等による災害対応能 力を強化した300整備を進めつ、災害の状況を踏まえ、当後85に対して災害時に緊急車両へ の優先給油の受請を、必要に応じて行うことのできる体制の整備を、地方自治体とも連携して行う。 (2011年度以降順次措置)」とされている。開議決定に従い、確実に措置すべきである。	(一社) 日本経 済団体 連合会	内閣解察務済省 解察務済省 業	経済産業省は東日本大震災での教訓を踏まえ、災害時に営業に支障 の無い範囲で緊急車両に対して優先総治を行う災害対応型中株約出 所(中株SS)を、自家発電設備の導入の補助事業を通じ、全総国的 1、800カ所を目標に整備を進めているところです。また中核SSは石油 の債器の確保等に関する法律における届出の対象になっています。	下で対応	石油の備蓄の確 保等に関する法 律第27条	中核SSについては、地元都道府県庁の推薦等を必要とする仕組みにより整備を進めることで、 国体ではなべ独方自治体に連携して災害時の燃料の安定供給や制を構築しております。また 中核SSにおける優先給油の対象は、バカー・消防車・税金車等、参も灯を気灯、サイレンを 場らしながら走行する車両や緊急通行車両確認標業を掲げている緊急通行車両等を想定して います。

		所管省庁への	内閣府での				提案	所管			所管省庁の村	贪討結果
番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
36	10月16日	12月6日	12月25日	交通	限定近海船 への船舶料 埋土の乗船 不要化	【栗望の具体的内容】 能)と数1,000cT以上の限定近海船(近海区域を航行区域とする船舶のうち本邦の周辺の水域のみ を執行する船舶に限り、船舶料理士資格船員の乗船義務を不要とすべきである。 2歳年度域もしば近海区域を航行する1,000cT以上しの船舶については、船舶料理士資格を持つ船員 を最低1名以上乗船をせることが義務付けられており、限定近海船においても船舶料理士資格者を 乗船をせなてはならない。 海自学校の司財・事務課が廃止され、また船舶料理士取得のための外部部音会もほとんど開催されななるなか、向資格を称には取得する船員が減少していることから、引きをの下船や退柱の阻止 に苦慮しているのが現状である。今後は同資格を有する船員の確保がさらに難しくなることが想定さ 限定近海区域は、沿海区域を続行する船舶の大型化、航海設備の進歩等によって、ある程度沿岸 から崩れて続けしても比較的容易に船舶の安全性を確保することができるようはかこととに伴い追加された区分である。執行区域は本邦の周辺の水域の対・限度され、船舶料理士資格者の乗船機 務のない沿路船と作業の選いとはいことから、近海区域を航行役域とする船舶のうたことに伴い。 り、沿海船と同様に船舶料理士資格者を不要とすべきである。 域・近海区域を続行する船舶を設定いいての資格者必要性から対応不可とされたが、当要望は、船 域・近海区域を続行する船舶を設定いいて海根本の場で、 域・近海区域を続行する船舶を対い沿海を上、続行区域や中実内の面で実態的に近に速用がなされている限定近海船に限った要望であることから、改めて要望を提出所含る中の面で実態的に近に速用がなされている限定近海船に限った要望であることから、改めて要望を提出するものである。	(一社) 日本経体会 連合会	国土交	船舶料理士は、船員法第80条及び船内における食料の支給を行う者 に関する場合(旧・船舶料理士に関する場合)に基づいて、近海区域以 遠を航行環境とする1000トンは上の船舶について、船員に支給する食 対を船内で開連する場合に、急続調理を管理する者として、船前に支 網末せることが職務付けられているものであり、最低年台、業務経験、 船舶料理士無験の合格等一定要件を満たした場合、資格証明書を出し ています。	対応不可	船内における食 料の変統を行名令 は、関する十年 省令第七号)	1 予防の拠点からの必要性 発上から隔離され、かつ、問題を記して労働及び生活を行う船舶において最細員に対して衛生的かつ受 要上から隔離され、かつ、問題を記した。主は、最組員の労働発度及び船舶の配行の安全の確保上、傷かて 要生から無常に強力に関係されることは、最組員の労働発度及び船舶の配行の安全の確保上、傷かて 事態が発生する情報と、動員の生命・健康に重大な影響が及ぶとともに、船舶の航行と必要となる船内組 離体制の健持に支援が生しるおそれがあります。 建一の医保健運が速やかに実施とれるのが困難である等の船舶において食事の供給が行われる場 台、船内間環の修装及び年差・食品館に等の専門的な知見・技術を利し、食料の管理及び調整を適切 に行こことができるである船舶料理主を阻害せ、他間における整金性の労免生の予防に立ています。 「第2条件の対応の限点からの必要性 総名法においば、料理のの女子が検索できる範囲の航海として優暑りの港に2時間以内(植力沿海 区域以内)に入港できることとしています。これは策念時において健康・の政権に登開以内(植力沿海 区域以内)に入港できることとしています。これは策念時において健康との意機関を受診させることが重 要であることによば、料理のの女子に対策を含めまれることから、当該船舶においれませませの 組みが経来とは著作されているものです。 3 船舶料理 20分割を発生の対応が表が出たことから、当該船舶には、船舶料理工の乗 相方が優美付けられているものです。 3 船舶料理 20分割を学の司からか・事務料が像止されましたが、事業者の要領等を指すえ、平成23 年4月に総長等による能力短形を繰し止くかに終き、間かり月には強力の環間等等の資格安者者に必 資格の設備を書品に、船舶料理工の機長を図ってきたところです。 27年の設備を書品に、船舶料理工を開発が出来なるは最終する経知程を行うことにより、船舶料理工 資格の設備を容易にし、船舶料理工を目前する場面を介護する経知程を行うことにより、砲間郵前資格 を取得を容易にし、船舶料理工と目前する場面を介護する経知程を行うことにより、砲間郵前資格 を取得を容易にし、船舶料理工と目前する場面を介護する経知程を寄存することに必定する 対応を取得を容易にし、船舶料理工と目前する場面を介護する経知程を寄存することに必定する 対応を表面を示したが、単立の保存を図ってきたところです。 またり、日本の保存を容易にし、船舶料理工と目前する出版を介護する経過である。 対応を表面を示しためたるところです。 またりの保存を容易にし、他前半理工と目前すると記載する経知程を寄存されるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる
37	10月16日	12月6日	12月25日	交通	米国、欧州 と の乗貨 格、 東員 機 施 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	【要望の具体的内容】 米国、欧州との乗員資格、飛行模疑装置、整備施設等に関する相互承認を推進すべきである。2009 年4月上米国との間で航空安全協定(BASA)を締結し、航空機の耐空性分野における相互認証が可 能となっており、この協定を乗員資格、飛行模疑意置、整備施設等に占拡大すべきである。また、同様 に欧州についても、航空安全協定を早期に締結すべきである。 「規制の現状と変達団由等】 米面砂収附がしいった先適回で承認された乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等について、国内にお いても効滞素を整備を積を中手続きが必要となっており、航空会社は、これら検査、手続きの重接の ために異形と時間を掛けなければならない。航空会社の国際減多力強化のために、他国で承認され ために異形と時間を掛けなければならない。航空会社の国際減多力強化の大めに、他国で承認され ためた日本の間で相互に記載することで、手続をの選集化、関係の制減をイマである。から ものと日本では他、国立安全分野においた技術機制のあり方様計会」の報告書のである。から 機会を利用して動きかけを行っている」、「協議を進める」とされているが、加速して作業を進めるべき である。	(一社) 日本経 済団体 連合会	国土交通省	我が国は、米国等との間で耐空性に係る相互承認協定(BASA)を締結 しています。	検討に着手	-	米国については、BASAの整備分野への拡大に向け、整備分野における制度比較等必要な作業を着実に進めているほか、協議の開始について、具体的な調整を進めているところです。乗 員資格、飛行模擬装置への拡大についても、あらゆる機会を活用して働きかけを行っており、今 後とも、実務の作業を進めるともに、正式な協動の開始に向けて積極的に働きがけていきます。 カナダについては、平成24年3月の日加首脳会談において、BASAの拡大に向けた議論を開始 することに含意したことを受けて、これまでに3回の航空当局間協議を開催しを備分野については、両額の担当が日加の制度と数を基めていることです。乗員発や飛行機接近に ついては、今後、担当者間で調整を行うこととなっています第によいでBASA統制に向けた事前 は議場の開始さることになるましており、昨年月に、第四事前協議を開催しませた。第2回事前協 議の早期開催を働きかけていますが、既付側の都会により開催されていないことから、次回事 前協議の早期開催と応じるとう、引き続き積極的に働きかけを行っていきます。
38	10月16日	12月6日	12月25日	交通	操縦士学科 試験の増加 機会の増加	【栗蟹の具体的内容】 操縦士学科試験について、既に米国や中国で導入されているコンピューター化を図ることなどにより、更続が協調実施できる体制とすべきである。 【想動の現状と変態理由等】 銀行、操縦しつや料試験の変態は年6回が原則とされている。また、資格によっては年3回の受験 機会に扱うれるものもある。 学科試験の影響実施により、事業者の事業計画に応じたタイムリーな操縦士養成が図られるととも に、後来よりも短期間での養成が可能となる。また、今後想定される操縦士不見についても、柔軟な対 広が可能となる。また、今後想定される操縦士不見についても、柔軟な対 なが可能となる。また、今後想定される操縦士不見についても、柔軟な対 本不要記こついては、規制な本ホットラインに提出した要望に対して「諸外国の実状等の調査を行い、 課題公平任確保のための問題数、予集、システン研制等の抽出を行ったところです。今後、これらの 課題を踏まえ、導入の可能性について検討する予定です。」との回答が示されているところであるが、 核討を加速させ、早急に結論を得るべきである。	(一社) 日本経 日済団体 連合会	国土交通省	接縦士の学科試験の実施は原則として年6回(定期運送用接縦士資格に係る試験は原則として年3回)、時期・場所を公示し実施しています。	検討に着手	-	学科試験については、現行予算の範囲内で定期運送用操縦士の受検機会を3回から4回に増加する等、受検機会を3相かできるよう検討を行っているところです。 但し、学科教師のコンピューター化については、結外国の実状等について調査を行い、課題の抽出を行ったところ、コンピューター化には多額の予算が必要との結果が得られたため、現時点では実施が困難です。
39	10月16日	12月6日	12月25日	交通	航空機登録 記号の変更	【要望の具体的内容】 既に国内で登録している航空機の登録記号(JAOOOO)の変更を可能とすべきである。 [現郷の現状と要望理由等] わが国には、数定機の登録記号を変更する制度が存在しない。したがって、一度登録した航空機の登録記号も変更する制度が存在しない。したがって、一度登録した航空機の登録記号を変更することができない。 運航会社は、中古航空機を国内取引にて取得し使用するにあたり、自由に登録記号を変更したい、一工がある。しかしながり、上記のとおり現状は、糞大な費用と手間が必要となり、現実的に困難な状況である。 米国では登録記号を変更することが可能であり、日本においても同様の取扱いとすべきである。機体にもよるが、海外に輸出して登録記号を変更する場合と比較し、1件当り約2000万円程度の費用削減が可能となる。また。条件風客の一一次に主義収欠が成っることができる。なお、航空機は日本で登録すると、航空内の管理する航空機原簿に記載されるため、多様の内容、抵当権の使用の情報 経歴が過去にさかの記ですべて把握可能となっている。また。後は、日本経過機の関連にはないる。また。後は、日本経過機の関連にないます。では、現場を付け、日本経過度を表し、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	(一社) 日本経 中 (一本 (一本) 日 (一本 (一本) 日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日	国土交通省	航空機登録制度は、航空法をはじめとする関係法令に基づいて運用されております。 同制度中、航空機登録の変更申請については、航空法第7条により、 ①航空機の定置場②所有者の氏名又は名称③所有者の任所について で変更があった場合し、その非常が義務づけられておりますが、登録 記号を含め、それ以外の登録事項については法令上変更についての定 動に空観さ一般に財産的価値が非常に高いことから、国民の財産的機 制定を設立一般に財産的価値が非常に高いことから、国民の財産的機 がありません。 がありません。 制定を設立一般に財産的価値が非常に高いことから、国民の財産的機 がありません。 を登上でもの同一性の確保は必須であるところ、登録記号は そのための重要な手段として位置づけられております。この観点から続 定法上、登録記号の変更は影響されていないものでより登録は消さか であた。 に基定要に再想にあるように、海外への輸出などにより登録は消され は、記載を提供書間にあるように、海外への輸出などにより登録は消され は、記載を提供書は、のまでは、対象の一性になんの変更 は生じないことから、採用制の登録記号と同一のものを付す運用として おります。	検討を予定	航空法第7条、第 8条の3	登録記号の変更については今年度中に検討を開始いたします。 航空機は登録されて初めて我が国の国籍を有することとなるため、登録記号の同一性は航空 機の運動や航空管制業務など航空とあらゆる分野において基盤となっております。さらに航 空機登録は、財産上の権利の公主の機能も利しております。これら登録え、登録音の取扱 ヤその変更に中が開墾の有機などについて関係者に対し幅広(順会を行うとむに、必要に応 じ頭を全張かすることが求められた。 に別を全張かることが求められた。 なる、本件の実現に際にては、関係者の間急に加え、さらに、登録記号の変更に係る省令の 制定等が必要になることが想定されます。

		所管省	内閣府での				提案	所管			所管省庁の村	余討結果
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官员	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
40	10月16日	12月6日	12月25日	交通	航空障害灯 の設置基準 の緩和	【要値の具体的内容】 中光度白色航空障害灯に関する「光源の中心を含む水平面下5度より上方のすべての方向から視 認できるもの」との設置基準について、航空線の最低安全高度との関係から運行に支障が生じない場合は、水平面より上方から現できるものであれば認められるよう。基半を緩和すべきである。 「規奪の実施行規則第17条では、中光度白色航空障害灯の設置基準として、「灯光は、光源の中心を含む水平面下5度より上方のすべての方向から視認できるもの」と規定されている。 芝電教場への中光度白色航空障害灯の設置があわっては、設置部所周辺地域に対する眩しさの検討グリア検討を行った上で設置可否を判断することだるっている。その結果、周辺に施設等が存在する場合に大手大度白色で重要者の設置ができないことがあり、よりコストのかかる昼間障害構織 支電教場の設定場所は近にあることが必要となる。 芝電教場の設定場所は近に対するといるが、「設置物件の高さ」と航空法施行規則第17条に定める「航空機長低安全高度」と勘案した灯光の視認性を踏まえると、必ずしも水平面下5度より上方がら、観度できなくとも高度した数字法施行規則を対したがって、設置物件の状況(高さ、周辺地域の施設状況等)と航空機の最低安全高度に応じて、水平面より上方から視認できなども高さ、周辺地域の施設状況等)と航空機の最低安全高度に応じて、水平面より上方から視認できなども高度、周辺地域の施設状況等)と航空機の最低安全高度に応じて、水平面より上方から視認できなども高度、高さ、周辺地域の施設状況等)と航空機の最低安全高度に応じて、水平面より上方から視認できなども高度。	済団体	国土交通省	航空障害灯の設置基準等については、航空法第51条に基づき航空法 施行規則第127条において定めたが、中北度自色航空障害がのが 大については、向後者 頂第1元はいて、574元は、航空白の円光 で、升速の中心を含む水平面下の度より上方のすべての方向から視認 できるものであると、1としていまった。 かった。といった。 かった。 に同業第2項において、1985年以に成長帝物トルの関係又は物 の構造により期気の規定による航空障害がの設置が不適当であると 国土交通大臣が認めた場合には、同項の規定にかかわらず、当該航 登障者が登出と返過大臣が認めたであると認めた回覧においると 受職者が登出と返出といる。 受職者が登出し、又は省略することができる。」としており、さまざまな設 置状況に柔軟に対応することができるよう、指置しております。	現行制度で対応可能	- 航空法第51条 - 航空法施行規則 第127条	ご提案いただいた「水平面より上方から視認できるもの」を中光度白色航空障害灯の設置物件とする件については、前述の航空法施行規則第127条第2項に係る「航空障害灯及び昼間障害構識の設置基準等の事務処理基本の個目」「平成18年回宣保第9号)において「地形又は成予物件との関係で、当該灯光が航空機から収録と14代。列程と14代とおり、航空機の運航に支障がない場合は、必ずしも水平面下5度より上方から視認できなくとも良いこととしております。
41	10月16日	12月6日	1月17日	交通	タグアクスルト ラクタの導入 促進	[要望の具体的内容] 自動車の連結車両限重量(GCW)は駆動軸重に応じて算出されることとなっているが、これを見直 し、タグアクスル(荷重のみ支えで空回りするだけの軸)を装備するトラクタの導入を促進すべきであ (規制の現状と要望理由等) 自動車の連結車両総書重(GCW)は、駆動軸重に応じて決定されているが、一つの車軸にかかる荷 重は10トン以内と定められている。このため、大きなGCWや価保するためには、複数の服動軸を装備 するとしたが要となる人に代産のみっ支えで空回するだけの軸で一つの車軸にかかる荷重を分担す を表では、イナをなGCWを接保することが可能な事実とかっている。 タグヤクスルは、建数の駆動軸を接着する「場合といまし、授集・国画機・タイケ事命などの面で優 位性が認められるため、わが国においても連結車両側を重要しましま。で 環境となるといる。では、10日では、10日では、10日では、10日では、10日では は、10日で	(一社) 日本団 日済連合会	国土交通省	連続車両の走行性能を確保することを目的として、連結車両総重量は 駆動軸重の4倍以下であることを定めています。	事実誤認	道路運送車両の 保安基準第4条の 2及び第8条並び に道路運送車両 個長を定める告示 別添96	連結車両総至重と駆動軸重の関係については、EU指令(EEC 96/53 4.1)で「国際交通で使用される場合、車両総重重又は連結車両総重重は、車両又は連結車両の駆動軸重の4倍以下でなければならない。」と規定されており、表が国の基準とEUの基準は同一となっております。また、連結単両総重が駆動軸重の4倍以下であることとする規定を満たす限りにおいては、タグアクスルトラクタの導入は可能となっております。
42	10月16日	12月6日	1月17日	交通	ブローバイガ ス選元装置に 関する要件の 見直し	[要望の具体的内容] 現在作られているエンジンについては、プローバイガス還元被更を備えなくても環境に対する影響は 変わりないため、一定の要件を満たすエンジンについてはこれを不要とするよう、要件を見直すべきで ある。 [規制の現状と変望理由等] 日本ではプローバイガス選元装置を装備することが義務化されているが、諸外国ではこのような要 件はない、これは、現在作られている新しれエンジンにおいてはプローバイガス選元装置を装備しなく とも、環境に対して悪影響を与えも構造にはなっていないたがである。 例えば即州の事業者が日本へ自助車を輸出する場合、この要件に合わせて未来不要な結成を付加 するか、それが開放は毎くはプランケースを中が終える必要が任じるなど、多大なコストを要すること 本表型の実現により、選送事業者や「大事業者が終し事も含め、手様な車両の利用が可能となる ほか、日本の企業についても本来不要である装置を装備する必要がなくなり、コストの削減が可能と なる。	(一社) 日本団 日済連 合会	国土交 通省 境省	大気汚染防止法及び道路運送車両法に基づき、ブローバイ・ガスの大 気への放出を禁止しているところです。	対応不可	大気汚染防止法 第19条、道路運 送車両法第41条	期指摘の運送事業者やバス事業者が使用するディーゼル車のブローバイガスについては、平成10年の中央电缆審議会会を書き合金の自動車等地ガス低減対策のあり方について(第三次等申)」及び各申別添の専門受員会報告において、浮送和子代物質の前駆物質である登書能化数反送他代表の低減対策の一環として、ディール車のブローバイガス対策が協議されたことから、同答申を確まえ、大気汚染防止法及び追路遷送車両法に基づき平成14年からその非と接続しているところです。なお、ガソリン車についてしまったに大立つ昭和45年からプローバイガス機制を行っています。 御要望のブローバイガス環土経歴を不要とすることは、エンジン内の未燃焼の燃料や燃焼後のガス(炭化水素を含む、)を未浄化のまま大気中に掛出することとかります。 この場合、ブローバイガスに「生出される他化水薬等は大気中の化学形成により、現在、早台、女対策が求められている後が出て大物質(PM2)含む浮遊科子状物質を生成することが思念され、これまでの果次の規制強化により改善されてきた大気環境の状況を悪化させるおそれがあることから、不適当と考えます。
43	10月20日	12月24日	1月17日	交通	車検	全廃が望ましいのですが、それが無理なら最低限形骸化した12ヵ月点検を廃止してください。	個人	国土交通省	- 自動車は、自動車の安全の確保及び環境の保全を図る観点から、国 土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けてい るものでなければ、これを選行の用に供してはなりません。 - 自動車の使用者は、自動車の種別、用途等に応じ、一定の期間ごとに 自動車を点換しなければなりません。	対応不可	道路運送車両法 第48条、第58条 第1項	車検は、自動車の安全の確保及び環境の保全を図る親点から必要であり、全席することはできません。 ません。また、12ヵ月点検についても、同様に、自動車の安全の確保及び環境の保全を図る上で必要であり、廃止することはできません。
44	10月22日	12月24日	1月17日	交通	軽自動車規 制撤廃	経自動車規制は、下記の問題があり、撤降することで、ユーザーの負担経済、選択肢の増加、メーカーの専用事限免負担の修満、国際競争力増加が図られる。また、最高速度に応じた需突基準とすることにより、ユーザー負担の公平化と低態者低階格の車を実現できる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人	国土交通省	・自動車の種別は、その自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類等によって区分している(道路運送車両法第3条、道路運送車両法施行規則第2条)	現行制度応可能	·道路運送車両集 (昭和26年法律第 185号第3条条 40条、第 -道路運送車両法 5 年運輸 第 2 条 第 3 第 3 第 3 4 第 3 4 第 3 4 第 3 4 8 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	軽目動車はその経済性や使いやする等から、週勤・選手や良い物に火かす。このできない日常 生活の足とし、使われています。 現行制度における自動車の種別は、ユーザーの選択や自動車製作者の開発などを制限するも のではないことから、現行制度において、ご提案の自動車の実現は可能であると考えます。

		所管省庁への	内閣府での				提案	所管			所管省庁の	検討結果
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
45	10月31日	12月24日	1月17日	交通	ロードアシス タンス提供時 の旅客輸送 の規制を緩和 する。	(具体的内容) 道路運送法では、有償にて旅客を乗せて自動車を運行することを禁じられているが、レッカー牽引車 期が有償飲室自動車を軽差していない場合であっても、顧客の自動車を牽引する場合、顧客を同業さ せることが法達反に当たらない旨を明示する。 (理性) 定行不能時の規制が定して、レッカー車による牽引を行うが、無償であっても、顧客を同業させた場合は、有償旅客運送とかなされる可能性があり、事故、故障により移動手段を失った顧客の要望に応 えられないサースがある。 規制緩和によって、走行不能時の現場があとして、より顧客ニーズに治ったロードアシスタンスサービ スの提供が可能となる。また、高速道路等で緊急避難が必要な場合においても、レッカー事等による 迅速なドライバー輸送が可能となれば、顧客の人。身安全確保および送迎者による停車車両の発生を 滅じ、2次的な事故発生の抑制にも寄ら来る。	一団日害協社人損険	国土交通省	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、道路運送法に基づ、許可等を受ける必要がありますが、無償で運送を行う場合には、許可等を受ける必要はありません。		道路運送法第2条第3項。同法第 4条、第78条	レッカー車による牽引を行う際、運転者及び同乗者(以下「運転者等」という。)からはレッカー 料金のみを微収して、運転者をの輸送と構像で行うといった場合には、レッカー車両に運転者 等を同乗させたしても、以下の場合を除き退路を送法違反にはなりません。 ①名目上はレッカー料金した増収しない場合であっても、運転者等の輸送サービスの利用の有 棚によりレッカー料金に要集を対けている場合 選によりレッカー料金に要集がない場合であっても、運転者等の輸送サービスの対価がレッカー料金 に合きまれていると明示している場合
46	10月31日	12月24日	1月17日	交通	レンタカー貸渡証の電子 媒体の容認	- 具体的内容 レクカー資産証については、紙媒体だけでなく、電子媒体についても容認頂きたい。 (1)希望するお客様に対しては、電子媒体による資産証の作成及び携行の容認 (2)事業者が資産簿を電子媒体で保管することの容認 - 提業理由 レンタカー事業者がお客様にレンタカーを貸し出す際、以下が義務付けられている。 (1)資産証を発行し、レンタカー運転者に資産証の携行を指示すること (2)資産証を発行し、レンタカー運転者に資産証の携行を指示すること (2)資産証を発行し、レンタカー運転者に資産証の携行を指示すること (2)資産証を対して、少なくとも2年間事業者が保管すること 資産証の発行及保管にはスフトンがかっており、事業者の負担となっている。 なお、昨今では、スマートフォン等の普及に伴い、紙媒体だけでなく、電子媒体での授受が可能なお客 株も増えていることから。 (1)希望するお客様に対しては、電子媒体による資産証の作成及び携行を容認する (2)事業者が資波簿を電子媒体で保管することを容認する	民間企業	国土交通省	「資源人を自動車の使用者として行う自家用自動車の資液し(レンタカー)の取扱いについて (平成7年6月13日自旅第138号自動車交通局長通達)」において、自家用自動車の有償資素所目に対る条件として、2(1017部にの事項を記載する資源等を構え、資速しの状況を的確に記録するとされ、少なくとも実用以上條件しなければならない。 と2(11)にレンタカー型カーシェアングの場合を除さ、信受人には、別記2の事項を記載した資産証を交付し、資産自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。」としているところです。	現行制度 下で対応 可能		通道に決定すること、以資漁場については、必要収り合かが設定されるシーとの前間管性 されている必要があること、公園強速については、必要収り合が配慮されているものを指受人 へ交付し、運転者・振行するよう指示しなければならない(レンタカー型カーシェアリングの場合 を除くことを事業中可に対する条件としていることができ、 これら資流等・資液間については、休息、記録媒体等を特に規定していないことから、運転中 の指行や、国土で通信しる各単単しの監督者において適切に提示。提出することをを確実に
47	10月31日	12月24日	1月17日	交通	瀬戸内海における夜間航行制限の緩和	【提案の具体的内容】瀬戸内海における夜間航行を可能にすべきである。 【接案項由】全長200m以上の船舶(巨大船)については、備讃瀬戸東、北、南航路及び水島航路等に おける夜間の航行を常し、昼間に航行するよう規則されている。しかし近年の船舶性能の向上、航行 提助設備の元実により、巨大船といえぞも基本的状な全性は修復されていることか、皮間航行を可能とする。 総とする。夜間航行が可能となれば、人気の高い瀬戸内海を巡るクルーズの数が大幅に増加し、国 内外のクルーズ客の取り込み・需要創出に大きな効果が期待できる。	公益法人 因 財 連 会	国土交通省	海上交通安全法第23条により海上保安庁長官は船舶交通の危険を防止するため、航行予定時刻の変更等。巨大船(長さ00メールル以上の船舶)等の運航に関し、必要な事項を指示することが出来ることとされています。 にれに基づきまして、儘間瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、偏間瀬戸北航路、偏間瀬戸東航路及び水島航路の巨大船の航行については、屋間に航行すること。また、東島東航路の巨大船の航行については、屋間に動行することとしております。	対応不可	海上交通安全法 ,第23条 海上交通安全法 施行規則第15条	することとなれば、衝突事故等発生の蓋然性がさらに高まるおそれがあります。また、来島海峡 航路は、湾曲した形状で見通しが悪い航路であり、潮流も強く、統計から、夜間に海難が多発し
48	10月16日	12月6日	2月7日	交通	よる管制空域	【要望の具体的内容】 無人航空機によら管制空域の飛行を実現するため、航空法等において無人航空機の定義やその連 用に係る法体系を整備すべきである。 【現場の現状と要望理由等】 無人航空機は、気象観測、災害観測、地形観測、大規模農業(農業散布等)や防衛など、今後、 様々なる場合での利活所が割停できる。 例えば、高速無人航空機の開発を進めるためには、無人航空機による管制空域の飛行が不可欠 である時では、高速無人航空機の開発を進めるためには、無人航空機による管制空域の飛行が不可欠 である時では、100円にある場合を反ぼすおそれのある行為」とかなされ、非智制空域を中 くのため、無人航空機の延別(機体規模/性能、飛行で媒)に応じた定義付けおよび管制空域を飛 行する場合においての所要の法整備を行うべきである。	(一社) 日本団 経体 会	国土交通省	載空交通管制限、特別管制空域、高度変更禁止空域は、航空交通の特に 軽検する空域であり、これらの空域においては、航空機和互間の衝突防止、 航空機和医間ののであり、これらの空域においては、航空機和互間の衝突防止、 航空機の層等物との衝突の防止及びト地空交通の秩序ある。現れの促進、持続 を目的として、就定空返音制業務が行われています。また、航空返海信報間 は、航空交通動の多い空域となっている。これが、当時空域を飛行する場合 は、航空交通動を多くについて、上の空海海中において、管制指示して 、現状、無人を活発をくてについて、上の空海海中に対して、管制部ではない 、対域を交通情報の入上を行い、衝突を防止する等の対応が可能である状 交びはないため、一緒に上記の空場等の飛行音可能とすることはできま なっぱいたが、地域の規模や性能、飛行ルート、飛行制制等の条件によっては、これ ただし、機体の規模や性能、飛行ルート、無行制制等の条件によっては、これ ただし、機体の規模や性能、飛行ルート、無行制制等の条件によっては、これ ただし、機体の規模や性能、飛行ルート、無行制制等の条件によっては、これ な場合の対抗が可能でしなりもあるが、大だし、機体の対域やなりをとついては、数空を 域等の飛行を可能としているところである。 と認められる場合には、航空法に各分であるを と認められる場合には、航空法に分であると をあられる場合には、航空法に各分であるを と続いられる場合には、航空法 に対している。これにより、あるかにが由生で通光をに、通常することで に対している。ことにより、あるかにが加生で表が上で、場では、 に対している。ことにより、あるかにが加生で表が上で、 を発展を表が変していては、東行の方法を模型できる。他の航空機として に乗り着を発を子防するために必要な目標を行っことを 前提として、航空法上の許可を できたととにより飛行させることが可能です。	現行制度下で対応可能		模型航空機、無接級者航空機共に、航空法上の許可等を受けることにより、管制空域を飛行させることが可能です。なお、具体的な案件については、直接ご相談下さい。

		所管省庁への	内閣府での				提案	所管			所管省庁の	検討結果
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
49	10月24日	12月24日	2月7日	交通	特殊車両の関連では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	建設機構等の重量機、H間等の長大熱を輸送するトレーラあるいは工事現場等で重量物をつり上げるクレーン事場は道路法の車両制限令に基づる場合符可を受けなければ走行できないことになっておりますが、次のような点ではほと現状が季期しているが多く経済活動に支険さされたしていると思いますので規制の基準を見置していただされた。 でいただされた。 でいたなどので、なくをよめる面面にトラクタトレーの声音構造であり、ころで目的を対して基準を見ませる。 を利用しているとどの選集事業者あるいは物まは事態をの患え精敵重闘・記載されている信息 を有能観度となったが、場合作の間に記載されている影響とは振れ無視又は機関を開いる載されている信息 を行相認度となったが、場合等の国に記載されている影響と現状あれませる。それないも信息 を行相認度となったが、場合等の目に記載されている影響と使われませる。 を持しているという現実があります。 とわけ、退路返出を高速の保安基準を超える様和認定を受け、車両については、遺機局で認定を受けない。 を付しまれているという現実があります。 とわけ、退路返出を高速の保安基準を担える様和認定を受けているが、労業局で認定を受けています。 を指しているという現実があります。 とおりままれたが、労場事のの目がしたが、影響率を配置して走行している特殊事間は全国がにより、今年の月より選輪支援で登録して単校社の文付を受ける前でも特別であります。 ・今年の月より選輪支援で登録して工事検証の文付を受けていますので最か時の状態とより多り重要が不満なることがほとんどであります。 ・連手が中の場がであることがほとんどであります。 ・※でも見なっている場合は気度申請をし直さなければならないというので現状をある。 ・※でも見なっている場合は気度申請をし直さなければならないというので現れてあります。 ・※でも見なっている場合は気度申請をし直さなければならないというので現れてあります。 ・※でも見なっている場合は気度申請をし直さなければならないというので表がであります。 ・ 本項の登録が失うしている場合は、現まります。 ・※でも見なっている場合は気度申請をし直さなければならないというので表がであります。 ・ 本質でもの変装が失うしている場合は、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行士自登 書人車 セス 第 大 東 大 東 大 東 大 東 大 東 大 東 大 東 大 ス あ は あ は の も る も る も る る る る る る る る る る る る る	国土交通省	道路管理者は、東西の構造又は東南に積載する貨物が特殊でありや もで得ないと認めるとは、東国を通行させようよう名の中間に基づ いて、選筋の構造を促生、以支援通の危険を助止するため必要な条 件を附して、車両制限令で定める単両の議元の最高限度を超える車両 の通行を許可することができる。	1及び2に ついては 対応不可 3について はその他	道路法第47条、 第47条の2	【1、及び2、について】 東向朝限やに変める最高限度値を担える東面の通行を原則として終止しておいては、東向朝限やに変める最高限度値を担える東面の通行を原則として終止しておいては、東向朝限やに変める最初の高級の加速の高級の指針を持ち、特別事間を持ち、大きが地域の高級の加速を対して、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では
50	10月28日	12月24日	2月7日	交通	特殊車両の通行許可について	セミトレーラなどの特殊単両については通行許可をとらないと運行できないととなっています。現在オンライン申請でしておりますが、オンライン上で未収録道路や側別協議があると各道路の管理者(県、市町村道の道路標等)へ協議が列間道事務所に行き、その返事がでしから通行すができまった。 も売とが前後に誘導単をつけるとの条件がつきます。オンライン上で交差点番号が入っている道路を収録道路にする行じては議画の数は大幅に減るとはいます。現状ではオンライン申請に、2~4週間間に反対にては、その後協議が各道路管理者に行き、返車は遅いところで2月もかかります。その間単を動かすことはできず、大変な費用の無駄になり、荷上に含み大に変形をおかけします。大きの間単を動かすことはできず、大変な費用の無駄になり、荷上に含み大に変形をおかけいるこの現状をみてください。 金国とでも時間がかかりすぎとの声が聞こえてます。日本の物流が滞っているこの現状をみてください。 誘導車については今は殆どが誘導車をつけることとの条件がつきます。ちょっとしたカーブがあるとっ 誘導車については今は殆どが誘導車をつけることとの条件がつきます。ちょっとしたカーブがあるとか 表情である。 表情である。 表情である。 表情である。 表情である。 表情である。 本情である。 本情である。 本情である。 本情である。 本情である。 本情である。 本情である。 本情である。 本情である。 本情できないとなっている。 本情できないとなっています。 本情できないとなっています。 本情できないとなっています。 本情が多いできないとなっています。	今百改事	国土交通省	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊でありや むを得ないと認めるときは、車両を通行させようとする者の申請に基づ いて、道路の構造を保全し、以て通の危機を対象 特を附して、車両時限令で定める車両の請元の最高限度を超える車両 の通行を許可することができる。	「選級収報協いの と の の の の の の の の の の に を を を に を の の に を を に を の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の に の に の の に の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	道路法第47条、 第47条の2	「道路情報便覧の収録情報・個別協議について(自治体の事例によるもの)】 職権国連についてはほぼ収録しておりますが、地方自合体が管理する道路については収録が遅れている実態があります。 引き続き地方自治体の理解・協力を得つつ、処理期間の短縮や利便性の向上に資するよう、自治体が 管理する道路の収録情報を理やしていれるよう協力を呼びかけていきたいと考えています。 窓口の運搬していて) 特殊事項を持ち向の書意については、かわなした場合でいます。 窓口の運搬していて) 特殊事項を持ち向の書意については、かわなした場合でいます。 窓口の運搬していて) 特殊事項を持つ高っていまけ、大変ご返恵をお押 サルております。返起を解消とせるため、審査に係る人員を配置するなどの対応を進めており、今後も必 変な対処を図っていきます。 「誘導事条件について] 技が上のもの事節の強行による認用解毒。の影響と交通の競技の防止を図る機会から、特殊事項通 これは、一般的機能を指見るる無可を過行させようとするからの中域に対し、選修管理者が適合性器 の道路と結本車の物理的な関係において通行の司を書数しましている要な条件を付した上で禁止 これは、一般的機能を指見るる無可を通行させようとするからの中域に対し、選修管理者が適合性経 の道路と結本車の物理的な関係において通行の司を書数し、機体を発音を付い、表現を通行する際には、道路情報 物を保まするために「最近の特殊事項が進行することがないる対象を通行する際には、道路情報 物を保まするために「最近の特殊事項が進行することがないる場所を発音を行い、概定等と同する。 「おり、通信を表現しています。」 は認ら機能を表現ると思います。 は認ら機能を表現ると思います。 は認らしていまなり特殊事項が進行することからないる場合を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
51	10月30日	12月24日	2月7日	交通	向けて、公益 特権が認めら れる場合を拡	送電線・ガスバイプラインの敷設促進に向けて、公益特権が認められる場合を拡大し、道路の地下や 河川側の地下を開放する規制改革を推進すべきである。 これにより、電気・ガスの安定的体熱や災害時のセキュリティ確保が図れる。また、ガスバイプラインの 教設を促進すれば、ガス事業のみならず、ガスイプラインの原料は(鉄環など)の供給者計画を 立てやすぐなり、景気促進の効果が期待される。(「第 185 回国会(臨時会)に向けた意見書」2013年 10月1日経済同女会 参照)	経済同	国土交通省	一般の自由な連行を本来の目的とする道路に、工作物等を設けて継続 して道路を使用することは、多少なりとも通行の支端になり得ることか 6、道路未来の自かとの顕整を図るため、道路管理者の許可を受けな ければならないこととしています。	現行制度 下で対応 可能	道路法第32条、 33条	ご提案の「送電鏡」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではありませんが、「送電鏡」の うち、道路法第50条第1項に規定するいかゆる最終占用物件には当たらない電線(即供給、特 定規模電気、特定供給のうちまず時に必要となる自整制)についてもその公益特官にかんが み、道路法第33条第1項の基準を満たせば、原則として占用許可を与えるなど、柔軟な運用に 努めているところです。 また、「ガスパイプライン」については、道路法第30条第1項に規定するいかゆる最終占用物件 には当たりませんが、その公益性等にわんがが、最節法第33条第1項の基準を満たせば、原 則として占用許可を与えるなど、柔軟な運用に努めているところです。
52	10月31日	12月24日	2月7日	交通	新規格車の 自由走行につ いて	総置重20組の新規格車が登場して19年以上経ち、全長の短いゲンプトラック等を除く大型車の大半が新規格車となっています。しか、道路法では車両の一般的制限値が未だに総重量201に制限されており、総重量200は、19年間を持ちたい。 特単所でを申請してきることを規制されています。新規格率は重合性直接を通行するか、特単所でを申請してきることを規制されています。新規格率は重合性を単年発表書、直接を通行するか、特単所でを申請して申請してルートしたをことが出来をとかが、大半の新規格率保有業者に関係法の情報を開発しませない。これでは、大半の新規格を受けるというでは、19年間では、19	石特社会社	国土交通省	道路管理者は、単同の構造又は単同に積載する貨物が特殊でありや むを得ないと認めるときは、単同を通行させようとする者の申請に基づ いて、道路の構造をとし、又は交通の危険を防止するため必要な条 性を耐して、単島制限やで定める単向の請求の最高限度を超える単同 の通行を許可することができる。	【新規格格自に対列 (新規格を) 単独の行は対 (新規特に対列 (新規特にでも) はずい (新規特にできる) はない (新規・1) はない (新規・1	道路法第47条、 第47条の2	【新規格車の自由通行について】 我が国の道路の設計は、車両制限令に定める一般的制限値を超える車両の通行を原則として 禁止しており、これらの車両の通行による道路構造への影響と交通の危険の防止と図る観点から、特殊車両は行む利度を担けているところで、 ・特殊車両を持行可制度を設け、車両は関係でおび正され、車両総重量の制限値を車乗11メートル 中成5年度に道路構造を及び車両制限のさかび正され、車両総重量の制限値を車乗11メートル 以上かつ最近軸距ブメートル以上の車両についてごとうとりまで縁和し、高速自動車直通及び重さ 指定道路にあっては新規格車は自由に通行することができますが、これ以前に建設された道路 等について自由定行を認めることさすれば、道路構造への影響が極めて大きなると考えられる ため、緩和することは困難です。 【新規格車の特車申請について(自治体の事務によるもの)】 直轄国道はその殆どの区間が重さ指定道路に指定されていますが、一部は未指定であるため 当路区間を通行する場合は申請が必要となります。 なお、地方自治体が管理する道路のみに係る通行許可は自治事務のため、国では許可を行う ことはできません。重き指定道路以外の新規格車における通行に係る申請及び手続方法等に ついては、当該地方自治体へお問い合わせください。

		所管省	内閣府での				提案	所管	所管省庁の検討結果			
番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
53	10月31日	12月24日	2月7日	交通	新規格車の 全長、最遠軸 距での規制に ついて	現在、新規格車は最適額距、全長により、全長11m以上、最適額額7m以上の25t車と全長9m以上、最適額額55m以上の22t車の2種類があります。25t車は大型車の主流ですが、狭い工事現場や狭い工場などに出入りしなければならないトラックは最適額距7mでは進入できない場合が多数あります。 最適額額の記い22t車は、エンジンのコンパクトな20t車と積載量が大差無く、余り意味の無い車種になっています。 25t車と22t車の間が総重量3t、全長で2m、最適額距で1.5mも間隔が有り、25t車と22t車の中間に、全長10m、最適額距62mの総重重3t、5t車の規格を要望します。	石下運 輸株式 会社	国土交通省	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊でありべむを得ないと認めるときは、車両を通行させようとする者の申請に基づいて、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両削減争で定める車両の諸元の最高限度を超える車両の通行を許可することができる。		道路法第47条、 第47条の2	平成5年度に道路構造令及び車両制限令を改正し、高速自動車国道又は重さ指定道路では、 車両総重整を車両の車長及び最遠施能に応じて段階的に25ちシまで緩和しています。 なお、要望の車両はこの段階がに定められた数値の間にあるものすが、このような車長及び 最遠軸距の短い車両を認めた場合には、一度に標定等に載る特殊車両の台数が増えることに より軸距の短い車両を認めた場合には、一度に標定等に載る特殊車両の台数が増えることに より頻果にかかる総重量が増え、道路構造上問題となることからこれを緩和することは困難で す。
54	10月31日	12月24日	2月7日	交通	よるレンタ カー使用期間	【内容】 〇貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和すること。 【援楽理由】 〇現在、引越しシーズンに特例として認められている貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和し、繁忙期や整備・点検時にも使用を認めるべきである。	公益社人 団法人事 業協会	国土交通省	賞物自動車運送事業者のレンタカーの使用については、引越に係る輸送力を確保し、利用者のニーズに貯蔵に対応するという製造から、引越輸送が集中さるそ考えわる制門に限り、一般資物自動車運送事業者が引越輸送にレンタカーを使用することを認めています。	検討を予	道路逐業法 第80条 送法施行 規則第52条 平第05号 東連越約 対ける中で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	引越シーズン以外の繁忙期等におけるレンタカー使用については、輸送の安全の確保、利用者 ニーズ等を踏まえ、その要否について検討することといたします。
55	10月31日	12月24日	2月7日	交通	特殊車両の 通行許可制 度の撤廃	今現在一定の大きさや重さを担えた車両(大きな物体を輸送する車両、とりかけセミレーラやフルトレーラ・ファーシー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ	/m 1	国土交 通省	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊でありや むを得ないと認めるときは、車両を通行させようとする者の申請に基づ いて、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条 件を附して、車両制限令で定める車両の諸元の最高限度を超える車両 の通行を許可することができる。		道路法第47条、 第47条の2	扱が国の道路は車両制限令で定める一般的制限値の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されており、この数値を担える車両の通行は原則として禁止されています。 しかし、社会・経済活動においては、やむを得ずこれを超える車両を通行させる必要があること いか、道路管理者は直路構造の便全と交通の危険の助止を図るため、当鉄車両と通行する道 路との物理的な関係を客観的に事金し、通行を許可しているところです。 路との物理的な関係を客観的に事金し、通行を許可しているところです。 なお、今後進展でしてい道路構造物の老折化への分配としては、適切な維持・修繕を行うことに より道路を保全しつつ、あわせて道路構造物への影響が大きいとされる重量制限を超過する車 同等の通行の置化を図ることが重要であると考えていることから、このような車両等の取締り や指導を徹底するなどし、特殊車両通行許可制度を通切に運用していくこととします。
56	11月1日	1月10日	2月7日	交通	自動車の態 費(CO2排出 量)計劃・表 示方法	東の燃費性能について、消費者に商品選択に必要な情報が提供されていないため、下記を要望する。 を整計測モードとして、冷燥物動短距離モードと高速モードを設け、個別の燃費値を別々に表記する。 破費計測モードとして、冷燥物動短距離モードと高速モードを設け、個別の燃費値を別々に表記する。 明由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人	経済省土省 産 交	燃費値については、交通政策審議会と総合エネルギー調査会の合同 会議における審議の結果、技が国の走行実態を反映していると考えら れるJC08モードについて、冷機的動計調値と破機技能動計測値をそれ されの25歳(035の制管で加重して調和平均して等定することされています。 JC08モード感見強を算定し、カタログ等に配数することされています。 また、JC08モード感見を算定し、カタログ等に配数することされています。 エ交通等はでは、アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・	検討を予定	自動車の主要を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	頂いたご提案の内容も踏まえながら、燃費値のよりよい表示方法、公表方法について、今後とも 引き続き書議会等で検討を行って参ります。
57	11月5日	1月10日	2月7日	交通	軽自動車税 値上げと車検	経自動車税を上げる代わりに車検を、新車6年・後4年に延長してください。また形骸化した12ヶ月点検 を廃止してください	個人	国土交通省	- 自動車は、自動車の安全の確保及び環境の保全を図る観点から、国 士交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けてい ものでなければ、これを運行の用に供してはなりません。 - 車検開間は、自動車の不具合発生状況、点検整備実施状況、加害 性、諸外国の状況等を考慮して定めています。 - 自動車の使用者は、自動車の種別、用途等に応じ、一定の期間ごとに 自動車を点検しなければなりません。		道路運送車両法 第48条、第58条 第1項、第61条、 第62条	現行の車検期間は、自動車の不具合発生状況、直検整備実施状況、加害性、諸外国の状況等を考慮して定めたものであり、延長はできません。 また、12ヵ月直接は、自動車の安全の確保及び環境の保全を図る上で必要であり、廃止することはできません。

		所管省庁への	内閣府 での 回答取り まとめ日	0.55	in death or	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
番	号 受付日	庁への 検討 要請日		分野	提案事項				制度の現状	措置の 分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	3 10月16日	12月6日	3月5日	交通	圧縮天然ガス 自動車理化 査の合理化	かられている。	(一社)経体会	業省、国土交通	時期については、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査 は、自動車の機械検査を配慮して、初回は4年、経過年数4年を起える ものについては2年1月としております。 ユーザーが自動車を持ち込む場所については、自動車の機械検査を受 検する場合は抗定整備工場いかめる民間車検場)等としており、容器 再検査は容器再検査所としております。	少にコリロリメ	高圧ガス保安法 容器保安規則 第24条第155 5号 第33条第3号 第36条第4号 第61条,第62条	内であれば、前倒して支げることが可能です。したかって、同時期に阿快量を失態することは可